

婦人関係資料シリーズ

国際資料 No. 61

国連婦人の地位委員会
第十五回会議報告書

9

労働省婦人少年局

は し が き

この報告書は1961年3月13日から3月30日までジュネーブにおいて開催された国連婦人の地位委員会第15回会議の討議と成果を知るために、同委員会が経済社会理事会に提出した報告書(E/3464, E/CN.6/383)を全訳したものである。

婦人の地位委員会は、国連連合経済社会理事会に属する委員会で、男女平等の人権を国際的問題としてとりあげ、婦人の地位についての調査や政策の徹底を世界的規模でおこない、確実な資料を提供し、各国内における政策や啓蒙活動を促進することを目的としている。

1945年、サンフランシスコ会議において国連憲章の起草が成り、その条文の中に男女の権利の平等が宣言されるとともに、国際連合の中に婦人の地位を取扱う機関を設ける旨の提案が承認された。これにもとづいて1946年経済社会理事会は、15か国の委員をもつて構成(任期3年、毎年5か国改選)する委員会の設置を決定、1951年さらに3か国を追加して、1946年以来現在までに小委員会を含めて15回の会議をおこなった。

わが国としては1950年の第4回会議以来、非公式オブザーバーとして、数人の婦人が出席したのをはじめとして、とくに1952年第6回、1953年第7回、1955年第9回、1957年第11回会議には、労働省婦人少年局長が正式オブザーバーとして出席し、多大の関心を払ってきた。そして1956年末の日本の国連加盟を機として、翌年5月の初め行なわれた委員国の改選によつて委員国としてえられ、任期3年を経て、さらに1960年4月再選され引き続き委員国となった。この間、日本代表として谷野婦人少年局長が委員の任に当たっている。

なお、同委員会勧告によつて国連総会で採択された「婦人の参政権に関する条約」には、日本は1955年4月に署名、6月に批准して、第40番目の加盟国となっている。

婦人の地位の問題が、国際的規模でどのように扱われているか、どのように解決されているかを知る上に、この資料が参考になれば幸である。

1961年10月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

婦人の地位委員会第15回会議報告書

第1章 会議の構成	1
会議の開会と期間	1
出席者	1
役員選挙	5
委員会	5
会議、決議および文書	6
議事日程	6
第2章 婦人の政治的権利	8
決議1(XV)	11
第3章 人権の分野における助言サービス	12
決議2(XV)	15
第4章 私法上の婦人の地位	16
決議3(XV)	21
決議4(XV)	23
第5章 婦人の経済的権利と経済的機会	25
雇用と職業における差別待遇に関するILO条約第111号の適用：婦人の職業進出	25
決議5(XV)	32
決議6(XV)	35
決議7(XV)	37
決議8(XV)	39
婦人に適用される税法	39
決議9(XV)	42
第6章 婦人の教育の機会	43
決議10(XV)	46
決議11(XV)	49
第7章 結婚婦人の国籍	50

才8章	人権委員会および小教者の差別 防止および保護に関する小委員会 の最近の会議に出席した婦人の 地位委員会代表の報告	50
才9章	全米婦人委員会の報告	51
才10章	通信	52
才11章	婦人の地位委員会委員の増員 決議12(XV)	52 54
才12章	委員会の事業および国際的成果総 覧 計画の査定 事業計画の 検討と優先審議事項の設定 文書作成の統制と制限 決議13(XV) 決議14(XV)	55 58 59
才13章	報告書の採択	62
才14章	経済社会理事会の採択を求める決議案	62

付 録

I	婦人の地位委員会才15回会議のために 作成された文書一覧	70
II	婦人の地位委員会才15回会議において 行なわれた諸決定の財政的関連事項	72

1. 会議の構成

開会と期間

1. 婦人の地位委員会は、ジュネーヴの国連欧州事務局において第15回会議を開催した。
会期は1981年3月15日にはじまり、1961年3月30日に終了した。

出席者

2. 会議出席者は次のとおりである。

アルゼンチン	ブランカ・スタビル夫人 ジュリオ・セザール・サラザレス氏(顧問)
オーストラリア	アダ・ノリス夫人 ピーター・ヘンダーソン氏(顧問)
中 国	チユシエン・イエ・シエン夫人
コロンビア	アナカルシス・カルドナ・ド・サロニア夫人 マリア・エルヴィラ・タンコ・ド・ロバズ夫人(代理)
キューバ	アルバ・グリナン女史
チェコスロヴァキア	ヘレナ・レフレロヴァ女史 プリビスラフ・パヴリク氏(代理) イリア・フリンスキー氏(顧問)
フィンランド	ヘルグイ・シピラ夫人 ニイロ・プザ氏(顧問)
フランス	マリー・エレヌ・ルフオシユ夫人
ギリシャ	アレクサンドラ・マンツリノ夫人
イスラエル	タマー・エシエル夫人
日 本	谷 野 せ つ 夫人 北 村 久寿雄(代理) 長谷川 和 年(顧問)
メキシコ	マリア・ラウル・ウルビナ女史
オランダ	J. O. H. H. ド・ヴィンク女史 A. ルンシン・メイジェル女史(代理)
フィリピン	ヘレナ・Z. ベニテツ女史

ポーランド エッタ・D・エンリケツ夫人(代理)
ゾフィア・デンピンスカ夫人
ソ 連 マリア・リシエント・レシヨウイクツ女史(顧問)
エカテリナ・コルシュノヴァ夫人
ラヤ・スミルノヴァ夫人(顧問)
英 国 ジョーン・ヴィカース女史
D. M. エドワーズ氏(代理)
E. B. キー氏(顧問)
アメリカ グラデイス・アヴァリ・テイレル夫人
アリス・A・モリソン夫人(顧問)
ラシエル・C・ネイソシ夫人(顧問)
オ・ブ・ザ・パー
オーストリア カロリン・レドリヒ・ノイデルフェル夫人
ユーリヒ・M・シュミット氏
ハラルド・ヴァグリク氏
ドミニカ ホノリナ・テイラド・D・サピソン夫人
イ ラ ン メーランギツ・ドヴラドシヤビ夫人
イ ラ ク ベディア・H・アフナシ夫人
ペ ル ー ラウル・マリア・ペレイラ氏
アラブ連合 O・H・マフモウド氏
H・ムレイウイド氏
ウルガイ ヴィクトル・ボメス氏

専 門 機 関

国際労働機関: エリザベス・ジョシストン夫人
国連教育科学文化機関: ニコル・フリデリッヒ女史
世界保健機関: エリザベス・ヒル夫人

非 政 府 団 体

A 群

国際自由労連: マーセル・デハレンダ女史
レイモンド・ジュヴアイツァー女史

エディス・ルエフリ女史
マリア・アルト女史
ロスマリー・エツタ女史
アルバート・ヘイアー氏
国際キリスト教労組連合: ジアヌ・マリー・ナゲル女史
アリス・ナイゼン女史
ゲオルゲス・エツゲルマン氏
世 界 労 連: イネス・ピゾーニ・チエルレーシ夫人
ジュゼツベ・ボリエツタイ氏
世界国際連合協会: テイリー・クレツチマー・ドルニンガー夫人
B 群
全パキスタン婦人協会: ミルザ・カーン夫人
世界農村婦人協会: マリ・ツヴァーレン女史
カトリック国際社会事業連合会: マリ・マドレイヌ・ブラッオラ女史
国際問題協会委員会: エルフアン・リーズ氏
マドレイヌ・パロー女史
ユダヤ人団体調整委員会: グスタフ・ワルブルグ氏
フレンド世界諮問委員会: キザリン・ウッド夫人
ブランシュ・シャブエ夫人
国際婦人同盟: マルセル・プランス・ゴワール夫人
—権利と責任の平等—
パール・グロベツト夫人
国際社会発展協会: モイゼ・ベレンスタイン氏
国際刑法協会: エレス・ロムニチアツ夫人
国際カトリック児童局: オデイル・ルーレット女史
国際カトリック慈善団体協議会: アントワヌ・ブージン氏
M・ラベ・パウル・ブーヴィエ氏
国際婦人協議会: L. C. A. フアン・エーゲン女史
アントワネット・ロシユデュー夫人
国際有職婦人クラブ: ルス・トムリンソン女史
連合会
エリザベス・フェラー女史
ジアヌ・シエルビー・モシェ夫人

サイラ・アリアス女史
 アンドレー・トラヴェツレツティ女史
 国際社会事業家同盟： ジアヌ・マリー・スモール夫人
 国際大学婦人協会： エヴァ・ヘマ・ゼール夫人
 マリー・フィーヒター夫人
 フランソワーズ・エニ女史
 ベリル・ワードロップ女史
 国際婦人法律家協会： グラディス・M・チャタシー夫人
 マージョリ・C・レオナル女史
 国際人権連盟： ヒルデガード・ヴォーレ・エゲノルフ夫人
 ハンス・リーセル氏
 国際児童福祉協会： オードリー・E・モーザー女史
 婦人国際団体連絡委員会： J・M・ボウイ女史
 L・C・A・フアン・エーゲン女史
 A・ワイブル夫人
 汎太平洋東南アジア婦人協会： ヘンリー・G・フオウラー夫人
 ハロルド・グラント夫人
 ハロルド・ロス夫人
 スコウ・ペク・ヘング夫人
 ローマ平和協会： マリア・デ・ロウルデス・ピントシルゴ女史
 タデウツ・シミツコウスキー氏
 婦人国際平和自由連盟： ガートルード・ベア夫人
 婦人国際ユダヤ主義協会： ジアン・ブルンシユヴィヒ夫人
 パーティ・ハルフ夫人
 世界カトリック婦人連盟： レオーネ・ヘレン女史
 世界ユダヤ人会議： リーディング夫人
 世界母親運動： ガートルード・ジョーノツト夫人
 世界カトリック婦人団体連盟： セリーナ・ピネイロ・ピアソン女史
 マリー・テレーゼ・グレイバ・デユヴァネイ博士
 アグネス・ド・カルバーマツデン女史

世界YWCA： アリス・アーノールド女史
 ドロテア・ウツズ女史
 ヘレン・ド・メストラル夫人
 ガセリン・B・ストロング夫人
 世界婦人キリスト教矯正会： N・シエイ・コンスタンタン夫人
 イヴォンヌ・リュバ夫人
 青年キリスト教労働者： マリア・メールスマン女史
 登録団体
 国際社会民主主義婦人協議会： メアリー・スザランド女史
 国際婦人医師会： ヴエラ・J・ピーターソン博士
 国際検会均等協会： ガートルード・ベア夫人
 聖ジョーン国際社会政治連盟： マリ・イザベル・アーチナード女史
 国際ソロブトミスト協会： ルシアンヌ・デラ・サンタ夫人
 世界ガールガイド・ガールスカウト協会： バニル・バグニオン・セクレダン女史
 世界精神衛生連盟： アンヌ・オードウー・ナヴィユ博士
 世界O・R・T・連盟： ヴエラ・ウオダク夫人
 世界同胞協会： マリナ・チエルネ女史

3. 婦人の地位課長ソフィ・グリーンバーク・グイナヴァ夫人が事務総長代理として出席し、ピラー・サンタンダー・ダウニング夫人が委員会書記をつとめた。

役員選挙

4. 委員会は、1961年3月13日、オ336次会议において、秘密投票による議長選挙を行なった。ダマー・エシエル夫人（イスラエル）が賛成14、反対なし、棄権4で委員会議長に選出された。

5. 次の役員が全会一致で選挙された。

オ1 副議長 マリナ・ラヴァル・ウルビナ女史（メキシコ）

オ2 副議長 ヘレナ・レフレロヴァ女史（チェコスロヴァキア）

記録係 J・C・H・H・ド・グインク女史（オランダ）

委員会

6. 議事促進のため、委員会は第337次会议において、次の二つの分科委員会を設置した。
 決議委員会——アルゼンチン、フランス（議長）、ギリシャ、ソ連およびアメリカの代表によつて構成。

通信委員会——コロンビア、フィンランド、日本、ポーランド（議長）および英国の代表
によつて構成。

会議、決議および文書

7. 委員会は25回の本会議を開催した。この会議でのべられた意見は才336次から才360次に亘る会議記録に登録してある。
8. 委員会の決議と決定は、関係議題の項に含まれている。経済社会理事会の審議にかけるべき決議草案は、本報告書才14章に一括別記してある。
9. 才15会議に提出された文書は、本報告書の付録Iに一覧として記載してある。
10. 才15回会議中に委員会は、実施予算増の措置を必要とするような提案に関して事務総長が財政上の関連から意見をのべたことに注目した。委員会が採択したいいくつかの提案に関連して事務総長がのべた意見の概略が本報告書の付録Iに記載してある。

議 事 日 程

11. 委員会は才336次および才337次会議において議事日程を審議した。委員会は事務総長が議長と協議して作成した仮議題（E/CN.6/369）を審議した。
12. フランスの代表が、私法上の婦人の地位に関する議題は、委員達が結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関する条約案および勧告案の討議を重視していることに鑑み、才7議題となつてゐるのを才5議題に改めるべきであると提案し、委員会はこれを全会一致で採択した。
13. 1961年3月13日の第336次会議において、委員会は議事日程を修正通り採択した。（E/CN.6/369/Rev.1）
14. 第337次会議中にアルゼンチンの代表が、委員の増員に関する新しい議事項目の追加を提案した。手続規則の規則第10にしたがつて、委員会はこの新しい議事項目を議題に追加することを全会一致で決定した。
15. 議事日程は最終的に次のようになった。（E/CN.6/369/Rev.2）
 1. 役員選挙
 2. 議事日程の採択
 3. 婦人の政治的権利
 - (a) 婦人の政治的権利に関する年次報告
 - (b) 婦人の政治的権利に関する条約の実施に関する追加報告
 - (c) 信託統治地域における婦人の地位に関する報告
 - (d) 非自治領における婦人の地位に関する報告
 4. 助言サービス計画
 - (a) 助言サービス計画に関する経過報告
 - (b) 1960年12月アジズアベバにおいて開催された婦人の公的生活参加に関するセ

ミナーの報告

5. 私法上の婦人の地位

- (a) 結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関する条約案及び勧告案についての各国政府の意見をとりまとめた報告書
 - (b) 結婚の承諾、結婚年齢および結婚の登録に関する追加報告書
- #### 6. 婦人の経済的権利と経済的機会
- (a) 雇用と職業における差別待遇に関するILO条約才111号の適用に関する報告
 - (b) 婦人の職業進出状況に関する報告
 - (c) 婦人に適用される税法に関する報告

7. 婦人の教育の機会

- (a) 婦人にとくに関係のあるユネスコの諸活動に関する報告
- (b) 婦人の教職の機会に関する報告

8. 婦人の国籍

結婚婦人の国籍に関する法制の最近の変化についての情報及び結婚婦人の国籍に関する条約の署名批准状況を含む報告書

9. 人権委員会並びに少数者の差別防止および保護に関する小委員会の最近の会議に出席した婦人の地位委員会代表の報告

10. 全アメリカ婦人委員会の報告

11. 通信

事務総長覚書

12. 婦人の地位委員会委員の増員

13. 委員会の事業および国際的成果総覧、計画の査定、事業計画の検討と優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限

14. 経済社会理事会に提出する報告書の採択

第2章 婦人の政治的権利

16. 委員会は才337次会議から才342次会議に亘つて議事日程才3項についての審議をおこなつた。提出された文書は、婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法およびその他の法的措置に関する事務総長の年次覚書(A/4407)、婦人の政治的権利に関する条約の実施状況についての事務総長覚書(E/ON.6/360/Add.1)、信託統治地域並びに非自治領における婦人の地位に関する事務総長報告(E/ON.6/370)(E/ON.6/371)、及び婦人の地位委員会の事業ならびに国際的成果総覧(事務総長報告書)の才1章と才2章である。また国際婦人協会の意見書(E/ON.6/NGO/105)と国際大学婦人協会の意見書(E/ON.6/NGO/114)が提出された。
17. この議題についての一般討論の過程で、委員会は婦人の政治的権利の承認の方向に向つて達成された進歩の状況を検討した。幾人かの委員は、国連に新しく加入した国々の大多数が婦人に完全な政治的権利を与えていることに対して満足を表明した。フランスの代表は、もとフランスの統治下にあつた国々においてはすべて独立前から男女の政治的権利の平等が達成されていたとのべた。二人の委員がスイスにおける最近の進歩について、婦人が三つの州(ヴォー州、ニューシャテル州、ジュネーヴ州)において州議会の選挙に投票権を得、州の公職及び連邦議会の被選挙権を得たことはよろこばしいことであるとのべた。またある代表は、国連の総会およびその他の機関に参加する婦人が多くなつたことに注目した。
18. しかし全体としては、政治的権利の完全な平等を達成するまでには、未だ多くのことがなされねばならないという意見が多かつた。婦人が選挙権および被選挙権を未だもたない国が10か国あり、婦人の選挙権と男子にはない制限が加えられている国が6か国あることは残念であると、多くの代表がのべた。且つまた数人の代表は、過去一年間に、国連及び専門機関加盟国のうちで婦人の参政権条約に署名、批准又は加入したものが極めて少なかつたことは遺憾であるとのべた。この点に関して、一人の代表から、この条約にまだ署名していない諸国に対して、今一度勧告を行なうべきであるという意見がのべられた。
19. ある代表は、全般的完全軍縮に関する1959年11月20日の総会決議1378(XV)に言及して、婦人は自国の外交政策にもつと参画してその影響力をさらに強めるよう能力を養い、世界平和のためのたたかいて指導的な地位を占めることができるようにしなければならないとのべた。この代表はまた、婦人団体の最近のいろいろな会合の報告書の内容によつて、全世界の婦人が国際問題の解決に関心を示し、これに積極的に参加していることを

のべ、委員会はこれらの会合でのべられた意見を知り、これを役立てねばならないとのべた。他の一人の代表から、委員会の本来の役割は“婦人が自ら助けることを助ける”にあつて、この目的を達成するための実際的な方法は、婦人の諸問題についての意見や体験を交換する場としてのセミナーの開催であるとの意見がのべられた。

20. 幾人かの代表が、1960年12月14日に総会が採択した植民地諸国及び諸民族に対する独立付与の宣言(決議1514(XV))に賛意をのべ、すべての婦人はこの宣言を積極的に支持し、その目的の実現のためにとくに努力すべきであるとの意見をのべた。これに関連してある代表は、ある地域がまだ独立をえていないということは、政治生活への婦人の参加に対する制限を直ちに意味するものではないとのべた。この発言に対して2人の代表から、各自国政府の統治下にある地域の大部分では、男女とも政治問題に完全に積極的に参加することが許されているとの発言があり、さらに付加えて、事務総長報告にみられるように、独立国でさえ婦人の政治的権利を制限している国や全く認めていない国が若干あることが指摘された。
21. 多くの委員が、この議事項目に関する事務総長作成の文書に好評をのべ、とくに婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法および他の法的措置に関する覚書を賞讃した。しかしある代表は、この文書に含まれた資料の補足として、婦人の投票率、国又は地方の公職に選出又は任命された婦人の数、および政党加入者数に関する、諸国政府および民間団体からの情報を付加えることがのぞましいことを示唆した。この代表はまた、信託統治地域および非自治領における婦人の地位に関する事務総長報告は行政当局からの情報のみにもとづいており、興味ある有用な資料を含むものであるが、これに民族自決の運動を行なう団体をはじめ諸国の団体における婦人の役割についての詳しい情報を付け加えるべきであるとのべ、数人の代表がこの見解を支持した。他の数人の代表はこの報告書にのべられている信託統治地域および非自治領における民間団体のすぐれた活動——婦人の市民的・政治的責任の自覚を促す活動——に対して満足の意を表した。英国の代表から、英国統治下の信託統治地域、たとえばヤンガニカなどでは、すでに婦人が議会で職を占めているとの報告があつた。
22. 討論の過程においてソ連の代表から、この会議に中華人民共和国が代表されておらず、中国を代表する権利のないものが不法にその席を占めていることは遺憾であるとの発言があつた。同代表は速からず中国から国連にもこの委員会にも代表が送られることを希望するとのべた。ポーランド、チエコスロヴァキアおよびキューバの代表がこの意見を支持した。中国の代表は、自分が中国の唯一の正当な政府を代表するものであるとのべ、婦人の地位委員会はこの問題については何ら権限のないことを指摘した。また中国の代表は、中国政府は国連の創設にあずかつており、これに反して、いわゆる中華人民共和国は中国本土の人民の自由意志を無視して政権をとつたものであるとのべた。アメリカ合衆国の代表がこの意見を支持した。
23. 婦人の地位委員会を代表して少数者の差別防止および保護に関する小委員会才13回会議

に出席したフランス代表から、特別記録係が小委員会のために作成した政治的権利の差別に関する報告書が婦人の地位委員会にとつてとくに興味のあるものであつたことがのべられた。同代表は事務局が小委員会才14回会議のために作成するこの問題の研究報告を婦人の地位委員会の次期会議に資料として入手するようにしてはどうかと示唆した。委員会はこの示唆を受け入れた。

24. 討論の間に、委員会はイラクからのオブザーバーと国際有職婦人クラブのオブザーバーからの意見発表を聴取した。

25. 数人の委員から、1960年12月にアジアカペで開催された婦人の公的生活参加に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR/9)について意見がのべられた。委員会はセミナーの参加者が、婦人の市民的、政治的な権利および責任について婦人自身が理解を深めるのに役立つような資料が必要であると強調していることを一様にみとめた。これに関連してある代表が、国連のパンフレット「婦人の政治的権利に関する条約——経緯の解説」(ST/SAO/27)および「婦人の政治教育」(ST/SAO/6)の価値を指摘し、「婦人の政治教育」を更新して、これを諸国政府、民間団体ならびに社会的政治的な問題に婦人をもつと参加させるために努力している個人に対して、利用させるべきであると思うとのべた。

26. フランス、フィリピン及びアメリカの代表から、1951年に出版されたパンフレット「婦人の政治教育」(ST/SAO/6)の改訂並びに出版を事務総長に要求する共同決議案(E/CN.6/L.297)が提出された。フィリピン代表が決議案を説明してもとのパンフレットが、政治的権利の分野における委員会の事業を実施に移すにあつて、極めて有用であつたことをのべ、これが出版された後三回に亘つて開催された婦人の公的生活に関する国連セミナーから得た経験が、今後の改訂版に有用に反映されうことを示唆した。同代表は、決議案共同提案者を代表して、主文才1節中の「もしできれば(if possible)」の語を削除し、前文才1節中の「セミナー(seminar)」の語の前に「国際連合(United Nations)」の語を付加したい旨をのべた。

27. ソ連代表が文書E/CN.6/L.297中の決議案に対して次の修正案E/CN.6/L.301)を提出した。すなわち「更新することは容易である(can readily be brought up to date)」の語のあとに、「今日の世界で婦人が果している役割をこのパンフレットに反映させる目的もかねて(with a view to reflecting in the pamphlet, the actual role which women play in the contemporary world)」の語を挿入することと、「できればセミナー司会者と協議の上で

準備し(to arrange.... if possible in consultation with the discussion leaders)」の語を「できれば民間団体及びセミナー司会者と協力して.....準備し(to arrange.... if possible in cooperation with non-governmental organizations and discussion leaders.....)」の語にさしかえるという二点である。

28. 決議案についての討論の中で多くの委員から、このパンフレット改訂版の草案をできるだけ早く婦人の地位委員会に提出してほしいこと、原文の用語の簡潔さを保持するよう、との要望があつた。事務総長代理がこれに答えて、改訂版の草案は委員会第17回会議に提出することができようとのべた。

29. オーストラリア代表から、ソ連の修正案の才2点を「できれば民間団体の事業を考慮に入れて(if possible to take account the work of the non-governmental organizations)」の語におきかえるという提案がなされた。ソ連代表はこの提案を受入れ、修正案の才2点を撤回した。委員会はソ連修正案の才1点を賛成17、反対なし、棄権1で採択した。

30. 才342次会議において、委員会は決議案(E/CN.6/L.297)を修正通り全会一致で採択した。文書E/CN.6/L.305にある決議文は次の通りである。

1 (XV) 婦人の政治的権利

婦人の地位委員会は、

婦人の公的生活参加に関する過去3回の国連セミナーの参加者が、婦人がその市民的政治的権利を最大限に行使しうよう政治教育を強化することが必要であることに注目し、

1951年10月に国連が発行した婦人の政治教育に関する資料(ST/SAO/6)が既に絶版になつていること、このパンフレットの内容が婦人の市民的政治的責任の自覚を促す上に極めて有用であること、また今日の世界で婦人が果している役割を反映させる目的もかねて、このパンフレットの資料を更新することは容易であることに注目し、

1. 事務総長が、できれば民間団体の事業を考慮に入れ、また過去3回のセミナーの各司会者と協議の上で、「婦人の政治・市民教育」と題してこのパンフレットの改訂版の草案を準備し、婦人の地位委員会の今後の会期に提出するよう要求する。

2. また、事務総長に対し、この改訂版の最低価格による出版および配布を企画するよう、またとくに大量に購入する政府や団体に対する割引販売の可能性についても考慮するよう要求する。

第3章 人権の分野における助言サービス

31. 委員会は才338次会議から才340次会議に亘つて議事日程才4項の審議をおこなつた。

提出された資料は、人権の分野における助言サービスに関する事務総長の状況報告 (E/CN.6/373-E/CN.4/807)、公的生活への婦人の参加に関する1960年のセミナーの報告 (ST/TAO/HR.9) および、委員会の事業及び国際的成果総覧 (事務総長報告書) (E/CN.6/372, 才10章) である。また、国際婦人協議会より意見書が提出された。(E/CN.6/ND.0/105)

32. 事務総長の状況報告書は、事務総長が1961年中に以下の三回の地域セミナーを行なうこと(1回はすでに開催済み)を知らせている。すなわち、(a)「刑事裁判上の人権の保護について」1961年2月6日から20日までウエリントン(ニュージーランド)で、(b)「家族法上の婦人の地位」について、1961年6月19日から7月3日までブカレスト(ルーマニア)で、(これは婦人の地位関係のセミナーとして四回目であり、とくに家族法上の婦人の地位をとりあげたものとしては最初のセミナーである)、(c)「アンバロ、ヘビアスコーパスおよびこれに類似の人権擁護のための救済制度」について1961年8月15日から28日まで、メキシコ市(メキシコ)で、の三回である。事務総長はまた、1962年には、報道の自由に関する問題についてインドで、家族法上の婦人の地位についてシンガポールで、行政権の濫用に対する司法上その他の救済措置について、スウェーデンで、それぞれセミナーが行なわれることを知らせている。事務総長報告書はまた、将来は国際的なセミナーを開催することも常に考えていることを付記している。

33. 討論の過程において、委員たちは助言サービス計画を極めて高く評価していることをのべた。委員たちは一様に、この計画が有用であることは、これまでの地域セミナーが成功していることから明らかであると強調した。1957年にバンコク(タイ)で、1959年にボゴタ(コロンビア)で、1960年アジスアベバ(エチオピア)で開催された婦人の公的生活参加に関するセミナーは、いずれも婦人の政治的権利の促進に大きな貢献をしたと考えられ、委員たちは、多数のアフリカ婦人が参加したアジスアベバのセミナーの顕著な成功にとくに満足の意を表し、その準備に当つた人々の努力を賞讃した。しかし1人の代表は、このセミナーの議題は、いま重大な時期にあるアフリカ婦人の特殊的な立場やとくに、独立をえていないアフリカ諸国における婦人の諸困難を考慮に入れるべきであつたとのべた。

※ ともに人身保護の制度

34. I.L.O.の代表から、I.L.O.がアフリカの婦人たちを援助するために何をすべきかをさらによく知りえたのは、アジスアベバのセミナーの結果に負うところが大きかつた、との発言があつた。

35. 1人の代表は、各方面の、とくに農業の分野における技術援助が大いに必要であることを指摘した。

36. 大部分の委員は、委員会の目的を達成する手段として、地域セミナーがもつともよい方法の一つであると思うとのべ、この点に関して大多数の委員は、共通の問題をもつ婦人たちが集まるような地域セミナーの有用性と必要性を強調した。家族法上の婦人の地位を議題とするブカレストとシンガポールのセミナー(それぞれ1961年6月~7月、1962年2月開催予定)の計画は好評であつた。1人の代表が、家族法の問題は婦人の地位にとつて重要な問題であるので、この同じ議題で才3回目のセミナーをアメリカの一国で開催し、才4回目をアフリカで開催してはどうかと示唆した。しかし1人の代表は、地域セミナーの大きな価値は否定しないが、国際的なセミナーも行なうべきであると思うとのべた。

37. 大多数の委員がセミナーの後しまつに特別の注意を払わねばならないという意見をのべた。セミナーの成功の度合はその討論内容や参加者によつてのみ測られるべきでなく、その開催地における影響という点からもみらねばであるというのが全体の考え方であつた。国連の地域セミナーのフォローアップとして極めて有意義な方法は、国内及び地方段階でのセミナーの開催であるということに全員の意見が一致した。この点に関連して、1960年11月にアルゼンチン政府の援助によつて、「婦人の公的生活参加」に関する国内セミナーが行なわれたこと、そしてこのセミナーは国連がこの問題について開催したボゴタ(コロンビア)の地域セミナーに刺激されて行なわれたものであることが注目され、満足の意が表された。またイスラエル政府の企画によつて発展社会における婦人の役割に関するセミナーが主としてアジア、アフリカの婦人を対象として、1961年4月に開催予定であること、そしてこの企画は予期以上の反響をよんでおり、それは主としてアジスアベバのセミナーの成功によるものであることが注目され、同様満足の意が表された。

38. 1人の代表は、委員会の目的をさらに促進するような、別の面の助言サービス計画も大切であることを強調し、民間団体に対して技術援助およびセミナーにオブザーバーを派遣し、あるいは他の婦人団体の事業を視察研究させるための資金を与えるべきであり、そのために政府及び政府間の財源ならびに国際団体の手持資金を使用させるべきであるとのべた。

39. 討論の中で、幾人かの委員がアジスアベバのセミナーに参加したアフリカの婦人たちから、

アフリカ諸国で婦人に対して行なわれている習慣にもとづく儀式的手術の慣行を止めさせたいという希望が明確に表明されていることに言及し、このように意見が一致していることは、この問題の緊急性と重要性を証しだてるものであり、婦人の地位委員会はこの慣行をやめさせるために何らかの措置をとってアフリカの婦人を援助すべきであると思うとのべた。この委員たちは、このセミナーにWHOの代表の出席がなかつたことを遺憾とし、この専門機関はこの慣行の研究をかねて国連から依頼されているのであるから、今回のセミナーの報告(ST/TAO/HR.9)に対して同機関の留意を促すべきであるとのべた。

40. WHOの代表は、1959年5月の第12回世界保健会議で採択された決議WHA12.5.3に言及して、この決議の中で、儀式的手術(現在は「習慣にもとづく手術」の語を用いている)はWHOの権限外にある社会的文化的要因にもとづくものであるとのべられていることを指摘した。WHOの代表はまた経済社会理事会決議771D(XXX)に言及して、WHOはこの決議にしたがつて、どの国に対しても政府の要請があれば、その権限の範囲内で援助を与える用意があるが、今までのところそのような要請はうけていないとのべた。

41. イラクのオブザーバーから意見発表があり、また次の民間団体のオブザーバーからも意見がのべられた。すなわち全パキスタン婦人協会、国際問題教会委員会、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ、汎太平洋東南アジア婦人協会、およびシジョン国際社会政治連盟の諸団体である。

42. フランスと英国の代表から共同決議案(E/CN.6/L.298)が提出された。これはアジスアベバで開催された婦人の公的生活参加に関するセミナーの報告(ST/TAO/HR.9)とくにその第6節、61節および62節に対してWHOの注意を喚起するよう、さらに、今なお多くの婦人に対して行なわれている慣行を廃除するための措置に関してアフリカの婦人が明らかに表明している希望にそうためWHOがどんな措置をとろうとしているかについて理事会に報告せしめるよう、経済社会理事会に要請するというものである。討論の過程においてコロンビアの代表がこの決議案の共同提案者となつた。

43. オランダの代表が、経済社会理事会の採択を求める決議案の本文第2節に対して口頭で修正を提案した。すなわち、「どんな措置をとろうとしているか(what action it intends to take)」の語を「可能と考えるか否か(whether it deems possible)」の語におきかえること、「廃除するための方策に関して(regarding measures to combat)」の語を「研究を行なうことによつて(by undertaking a study of)」におきかえるという二点である。共同提案者はこの修

正を受諾した。

44. 多くの委員は決議案を修正通りで支持する旨を表明した。これらの委員は、この慣行を廃止したいという希望を全会一致でしかも極めて明確に表明したアフリカの婦人たちに対して、婦人の地位委員会は援助をおこなうべきであるという意見であつた。

45. しかし他の委員たちは、この問題はアフリカ諸国に直接関係のある問題であるから、この問題の審議は、アフリカ諸国の代表が委員会の委員に加つた後におこなうべきであると考えた。この委員たちは委員会第14回会議において自分たちののべた意見に言及するとともに、経済社会理事会第30回会議においてあるアフリカの国の代表から理事会はこの問題については何らの措置もとらないようにとの希望が出されていることを想起した。また、アジスアベバのセミナーの報告書の中に、アフリカの婦人が近い将来、自分たちで処置しようとしていると記されていることに注目して、これに満足の意を表し、おそらくこれがもつともよい解決であろうとのべた。

46. アメリカの代表は「その医学的な面(medical aspects involved in the)」の語を、オランダの代表が修正した文中の「慣行(the customary practices)」の前に付加えることを提案し、決議案共同提案者はこのアメリカの修正案を受諾した。

47. 第340次会議において、委員会は決議案を修正通り賛成13、反対なし、棄権5で採択した。決議文は次の通りである。

2(XV) 人権の分野における助言サービス計画

婦人の地位委員会は、

決議5(XIV)を想起し、

1960年12月エチオピアのアジス・アベバにおいて開催された婦人の公的生活に関するセミナーの報告書(ST/TAO/HR.9)を検討し、

この会議の成果を高く評価して注目し、

アフリカの婦人が生活向上のために行なっている努力に対して援助を与えることを希望し、経済社会理事会に対して次の決議を採択するよう要請する。

(第14章 決議案II参照)

第4章 私法上の婦人の地位

48. 委員会は議事日程才5項についての審議を才341次会議から才347次会議に亘つておこなつた。提出された文書は、結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関する条約案及び勧告案についての各国政府の意見を取りまとめた事務総長覚書 (E/CN.6/376及び補遺1.2.3)、結婚の承諾、結婚年齢および結婚の登録に関する事務総長追加報告書 (E/CN.6/356/Add.2) および、委員会の事業及び国際的成果総覧の才8章 (E/CN.6/372) である。また、以下の民間団体からそれぞれ意見書が提出された。すなわち国際婦人連盟 (E/CN.6/NGO/109及びE/CN.6/NGO/110)、国際婦人協議会 (E/CN.6/NGO/105)、国際大学婦人協会 (E/CN.6/NGO/114)、婦人国際団体連絡委員会 (E/CN.6/NGO/108)、汎太平洋東南アジア婦人協会 (E/CN.6/NGO/115) および聖ジョン国際社会政治連盟 (E/CN.6/NGO/103およびE/CN.6/NGO/104) の諸団体である。
49. 一般討論の中で、委員会才14回会議の決議によつて経済社会理事会に転送された、結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関する条約案及び勧告案を含む決議案IIIA及びBに関し、同理事会才30回会議の行なつた議事が検討された。理事会は両草案の内容の審議は行なわないことを決定し、各国政府にこの文書を転達して、(a)条約案を作成すべきか、勧告案を作成すべきか、あるいは双方を作成すべきかについての意見及び (b) 委員会の作成した草案の条項についての意見を提出すべく要請するよう、事務総長に要求した。
50. 多くの委員が才14回婦人の地位委員会の採択した両草案に対する各国政府の意見からみて、この両案に規定している15才という最低年齢は諸国の国内法の規定に抵触すると思われるとのべた。また、民間団体から提出された意見書の中には、結婚の最低年齢を条約のような国際文書に規定することの当否を疑問としているものもあることが注目された。幾人かの代表は、自分たちの国では15才または15才以上の最低年齢が規定されているが、他の国々の立場も考慮にいれたいと思うとのべた。これらの委員たちは、大多数の国の政府が受入れりうような妥当な最低年齢を規定することはもともと困難なことであるとして、加盟国が結婚の最低年齢の規定をその国の法規にとりいれるよう努力すべきことを書き表わして一般原則をうたつた条約を委員会は採択すべきであると思うとのべた。ある代表たちは、結婚に対する両当事者の完全で自由な承諾の原則はなにかんずくもつとも重要で意義も大きく、この原則をうたつた条項は、とりわけ発展過程にある国々の婦人に対して大きな利益をもたら

らすであろうとのべた。

51. 数人の代表が、昨年の委員会で採択された条約案の才1条、才2条、および勧告案才1節、才1項、才2項に、規定が守られないときは結婚は無効となるとなつていたことに関心を示した。このことについて、幾人かの代表は、法律が守られない場合の効果を決めるのは、国内法の責任であるとのべた。他の一人の代表は、このような法律の規定が守られない場合の効果としては、多くの国では結婚を取消しうべきものとしており、無効とする例は少ない、とのべた。
52. 幾人かの代表は、結婚最低年齢の明確な表示を含む条約を採択することを主張し、文書E/CN.6/376と補遺1-3及びE/CN.6/356と補遺1-2に言及して、大多数の国では結婚の最低年齢はすでに規定されていること、但し遺憾ながらそれが低すぎる国もあることを指摘した。結婚の最低年齢が定められていないのは比較的少数の国だけである。この条約の採択こそ、児童婚の除去と婦人教育の向上に好条件を作りだす最上の手段であろうというのが、この代表たちの意見であつた。他の1人の代表がこの見解を支持して、最近の立法傾向をみると結婚の最低年齢が高められる傾向にあることはまちがいないと思うとのべ、これは出生率の上昇によつて現在の限られた食糧供給がますます圧迫されることになるので政府がこれをおさえようとしているためであるとのべた。15才または16才の年齢規定を支持するいま一つの理由は、そのことによつて婦人が現在よりも長く学校に行けるようになるという点であつた。
53. 1人の委員が、自分の国の連邦機構のもとでは結婚に関する問題はすべて州独自の管轄に属しているので、自分は条約に関する投票には棄権するつもりであるとのべた。また1人の代表は、この問題に対処する手段として条約は適当な方法ではないと思うとのべ、その理由として、現行の法律や習慣がまちまちであることからみても分るとおり、結婚に影響を及ぼす文化的社会的人類学的要因が国によつて相違することをあげた。しかし、この両代表とも、勧告案を内容とする決議であれば支持するとのべた。また1人の代表は、この両草案には領土適用条項がないが、経済社会理事会が総会で討議過程でそうした条項をもちこむことができるから、さしあたりこの案を支持することはさしつかえないと思うとのべた。
54. アジメアベバのセミナーの参加者たちが、児童結婚や児童婚約、あるいは妻となるものの完全で自由な承諾のない結婚などの慣習について、これを排除する立法措置を強く主張したことを、幾人かの代表が指摘した。とくに、このセミナーが全会一致で採択した結論の一つは、結婚の最低年齢を定め、自由な承諾を結婚の要件とし、結婚の登録を義務的とするため

に、措置を講じる必要があることを強調したものであつた。

55. 討論の過程において、委員会はイランとイラクのオブザーバーおよびILOの代表からそれぞれ意見を聴取した。また、全パキスタン婦人協会、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ連合会、婦人国際団体連絡委員会、世界カトリック婦人団体連盟および聖ジョン国際社会政治連盟の代表からもそれぞれ意見が述べられた。

56. アルゼンチン、フランス、ギリシヤ、イスラエルおよびメキシコの代表から共同決議案（E/CN.6/L.299）が提出された。これはAの部に、前文および主文条項からなる結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関する条約案を含み、Bの部に同じ問題についての勧告案を含むものである。条約案の第1条は、加盟国が、権限ある当局が特別免除を与える場合を除き、それ以下の年齢ではいかなる結婚も法的に成立しないとする結婚の最低年齢を設定するために、法的措置をとるべきことを規定している。第2条は、両当事者の完全で自由な承諾がなくてはいかなる結婚も法的に成立しないこと、この承諾は当事者本人が権限ある当局および法の定める証人の前で表明すべきことを規定している。第3条は、結婚登録の義務制を規定している。イギリスの代表が条約案を含む決議の部分にBの部から切り離すことを提案し、この提案が採られるれば、条約案に関する決議案の共同提案者になつてもよいとのべた。これに対してソ連の代表が、自分の考えでは勧告案が条約の重要な補足であり、条約の意図するところを数え上げるものであるから条約案と勧告案を別々の文書にすることには反対である旨を述べた。ギリシヤの代表が共同提案者に対し口頭で決議案（E/CN.6/L.299）の前文に“経済的地位にある民間諸団体が15歳婦人の地位委員会に提出した意見を考慮に入れ”という一節を追加し、提出された意見書がE/CN.6/NGO/103、E/CN.6/NGO/105、E/CN.6/NGO/107、E/CN.6/NGO/110及びE/CN.6/NGO/115であるという脚註をつけることを提案した。決議案の共同提案者は英国の代表からの提案を受け入れ、また、条約勧告案の前文にギリシヤの代表からの修正をもちこむことに同意した。同時に共同提案者は英国の代表が共同提案者に加わることも受諾した。

57. このような経過のち、アルゼンチン、フランス、ギリシヤ、イスラエル、メキシコ及び英国の共同提案にかかり、結婚の最低年齢、結婚の承諾および結婚の登録に関する条約案を内容とする、修正を加えた決議案（E/CN.6/L.299/Rev.1）と、アルゼンチン、フランス、ギリシヤ、イスラエル及びメキシコの代表が提案者となつた勧告案を内容とする決議案（E/CN.6/L.303）とが、委員会に提出された。この勧告案の主文

規定には、15才以下のものの結婚は、特別免除によるほかは有効とならないこと、両当事者の完全で自由な承諾のない結婚は有効とならないこと、および、すべての結婚は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行なわれねばならないことがうたわれている。

58. ソ連の代表から、委員会が第14回会議において採択した、決議案A及びBの中にある条約案及び勧告案に対する修正案が提出された。（E/CN.6/L.302）第1の修正点は、条約案第1条および勧告案第1節第1項中の“15才以下のものの結婚は無効とする（No marriage of any person under the age of fifteen shall be valid.）”の語を“15才以下のものとの結婚は許可されない（No marriage with any person under the age of fifteen shall be permitted.）”の語におきかえるとするものであり、第2の修正点は、条約案第2条および勧告案第1節第2項中の“結婚は無効とする（No marriage shall be valid）”の語を“結婚は許可されない（No marriage shall be permitted）”におきかえる（ほかはそのままで）とするものである。またソ連の代表は、委員会は前会議でのやり方にしたがつて、条約案と勧告案の両方を一つの文書に含めて経済社会理事會に転達すべきであるとのべた。同代表は、この修正案の目的は、15才の最低年齢以下のものの結婚についてこれを無効とするや否やは各国の権限ある当局に一任する趣旨であるとして加えた。

59. アメリカ合衆国代表から、文書E/CN.6/L.305中の勧告案に対して修正案（E/CN.6/304）が出された。これは第1節第1項および第2項を削除し、その代りに新しい第1、第2項として、“1. 結婚は両当事者の完全で自由な承諾によつてのみ成立するものとする。この承諾は当事者本人が、声に出し、公けに、結婚を主宰する権限ある当局の前で、表明しなければならない”“2. 当事者が自由に承諾をする能力を有することを確実にするため、加盟国政府は女子の結婚最低年齢を14才以上において設定しなければならない。この年齢は重大事由により権限ある当局が特別免除を与える場合を除き、すべての場合に適用される”という文句を入れるという案である。同代表はこの修正の理由として、承諾の原則は第一義的に重要であり、勧告案の承諾に関する項は最初におくべきであると思うとのべ、更にILOのやり方をみると、勧告案の目的は、低開発国において容易に達成するような基準の設定にある、とすれば、最低年齢は14才がよいと思うとのべた。

60. 英国の代表から、勧告案を含む決議案（E/CN.6/L.303）に対し修正案（E/CN.6/L.306）が提出された。この提案の一つの目的は諸国政府が勧告の実施状況

について事務総長に報告をおこなうについての手続きを簡単にしようというものである。同代表は決議案(E/CN.6/L.303)の第2節から第6節までに示されている手続きはILOのやり方をほとんどそのまま模倣したものであり、自分の国の政府にとっては憲法上の問題を生じるおそれがあるとのべ、また、この諸原則にしたがわない場合の効果については、これを各国政府にまかせた方がよいと思うとのべた。

61. 議長長の提案によつて、委員会は最初に、条約案を含む改正決議案(E/CN.6/L.299/Rev.1)と文書E/CN.6/L.302にあるソ連の修正案とを審議し、次に、勧告案を含む決議案(E/CN.6/L.303)と、その関係の修正案(E/CN.6/L.302、E/CN.6/L.304及びE/CN.6/L.306)を審議することを決定した。

62. 文書E/CN.6/L.299/Rev.1中の条約案に関する討議の中で、フランス代表は共同提案者の一人として、勧告案に関する文書E/CN.6/L.304にある修正案の考え方に同意を表明し、条約の第1条で承諾の問題を扱い、したがって、第1条と第2条の順序を入れかえるべきであるとのべた。他の共同提案者もこの変更賛成し、したがって条約の標題も変更した。ソ連代表が条約案の第2条に「この条約の加盟国は最低年齢を規定する法的措置をとらねばならない」とするが、この文句からすると、条約に批准した国の政府は、条約の他の2条については措置をとらずとも、最低年齢に関する法律を作っただけで、条約を履行したことになりはしないかという疑問をのべた。共同提案者のうちの数人がこの規定は草案のままにのこすことを主張し、草案の文句は法律用語の慣習にしたがつたものであることを指摘した。

63. 委員会が第14回会議において採択した条約案及び勧告案の全文は正式文書としてはこの委員会に提出されておらず、この会議の審議にかかるのは決議案E/CN.6/L.299/Rev.1とE/CN.6/L.303に含まれた条約案と勧告案だけであるという議長の説明があつて、ソ連代表は第14回会議において採択された条約案に対して出した修正案(E/CN.6/L.302)を、文書E/CN.6/L.299/Rev.1中の条約案に対するものとして移しかえ、さらに、同代表提出の修正案(E/CN.6/L.302)を文書E/CN.6/L.303中の勧告案に対する修正案としてとり扱うことを要求した。その後同代表は、決議案E/CN.6/L.299/Rev.1に対する以下の修正を口頭で提議した。すなわち、改正決議案第1条および第2条中の「法的に(legally)」の語を削除し、第2条の第2條文中「この年齢以下(under this age)」の語の代

りに「15才以下(under the age of fifteen)」を入れるという案である。修正の才1点に対する理由として、同代表は、「法的に(legally)」という語をのこせば公認の事実婚が無効になることにならうとのべ、才2点については、条約の効果を高めるためには一定の年齢規定を設けることが必要であり、委員会は前会期においてとつた立場から後退すべきでないとのべた。また同代表は、今回の草案の正文規定と才14回会議で採択したものとの間には年齢規定の点を除けば実質的な相違はないように思うとのべた。

64. ソ連代表の要求によつて、委員会はまず年齢に関するソ連の修正案について投票をおこなうことに同意した。委員会は賛成3、反対12、棄権3をもつてこの修正案を拒否した。次いで委員会は「法的に」の語を削除することについて投票をおこない、このソ連の修正案は賛成3、反対12、棄権3をもつて否決された。

65. ソ連の要求によつて、委員会は文書E/CN.6/L.299/Rev.1に含まれた条約案の第2条だけを分割して票決に付することに同意した。才2条は賛成13、反対なし、棄権5をもつて採択された。

66. 才344会議において、委員会は修正を経た決議案の全文を賛成16、反対なし、棄権2をもつて採択した。決議文は次のとおりである。

3 (XV) 結婚の承諾、結婚の最低年齢および結婚の登録

条 約 案

婦人の地位委員会は、

才30回経済社会理事会社会委員会における討議を検討し、

また、経済社会理事会決議771(XXX)にしたがい婦人の地位委員会に提出された、結婚の最低年齢、結婚の承諾及び登録に関する条約案についての諸国政府の意見を検討し、諮問的地位にある民間団体より才15回婦人の地位委員会に提出された意見書を参照し、アジスアベバのセミナー参加者の意見がほぼ一致であつたことをも考慮し、経済社会理事会に対し次の決議案の採択を要請する。

(才14章 決議II A参照)

67. 多くの代表が、決議案に対してそれぞれがおこなつた投票の理由を説明した。アメリカ合衆国の代表は、自分の国では結婚に関する規則は連邦の法律に規制されることなく、専ら各州の権限内にあるため、この決議案の票決には棄権したものであることをのべた。ソ連代表は、自分が決議案に賛成の投票をおこなつたのは条約という原則に対する支持を表明したかつたからであつて、遺憾ながら委員会は年齢規定を採択しなかつたが、年齢規定がとりいれられ

れば条約は一層効果的になつたと思うとのべた。キューバの代表は、年令に関するソ連修正案の才1点についての投票に棄権したのは、自分の国では、結婚の最低年令は女子14才男子16才、但し、20才以下のものは結婚に先立つて両親の承諾をうることを要するとなつてゐるからであるとのべた。また、ソ連修正案の才2点（「法的」の削除）に対しても棄権せざるをえなかつたのは、決議の用語がキューバの民法の用語と一致してゐるからであるとのべた。日本代表は投票の理由を説明して、日本政府は勧告を適当な文書と考えてゐるので、自分は条約関係のすべての投票に棄権したとのべた。

68. 委員会は文書E/CN.6/L.303中の勧告案とこれに対する修正案(E/CN.6/L.302, L.304及びL.306)についての審議を続行した。英国代表は、自己の提案にかかる修正案(E/CN.6/L.306)の才1節につき次の諸点で口頭による修正を行なつた。(a)才1節才1項と才2項の順序を逆にし、したがつて勧告の標題を変更すること。(b)修正案の才1項1行目と才2項1行目にある「許可(permitted)」の語を「法的に成立(legally entered into)」とする。(c)才1項の末尾に「及び法の定める証人の(and of such witnesses as may be prescribed by law)」の語を追加する。アメリカ合衆国代表は、文書E/CN.6/L.303の決議案の才7節、すなわち勧告に対し、総会の賛意を要請した部分について、これを英国修正案に追加することに英連が同意するならば、英国修正案(E/CN.6/L.306)については口頭修正通り、これを支持する意向があることをのべた。英国代表は第7節をもりとむことに同意した。そこでアメリカ合衆国代表は自己の修正案(E/CN.6/L.304)をとり下げた。ソ連代表は、才1節才1項および才2項のロシア語訳文を作成するさい、「法的に成立(legally entered into)」の訳語に関して同代表の希望にそうように訳出するという条件つきで、修正案(E/CN.6/L.302)をとり下げた。

69. 文書E/CN.6/L.306にかかる決議案の共同提案者達は、その才1節に対する英国の修正案(E/CN.6/L.306)を受諾した。しかし、決議案の提案者は何れも、決議案中にある勧告の実施状況報告の手續き(E/CN.6/L.303, 才2節より才6節)はそのままのままであることに同意した。英国の代表は、この決議案(E/CN.6/L.303)が、奴隷制度、奴隷買売及び奴隷制度に類似の諸制度並びに慣行の廃止に関する1956年の追加条約才2条を想起せしめることに注目して満足の意を表した。しかし同代表は、ここに示されてゐる手續きはこれを可能にするような立法措置を必要とするで

あらうとのべ、また、各国政府に勧告を提出すべく示された時間的制限と、勧告を実施するため各国がとつた措置に関する報告提出の時間的制限が、融通性に欠けてゐるとのべた。数人の共同提案者たちは、決議案第2節の「できれば(if possible)」の語の効果を強調し、これは厳密な規定ではなく、政府の措置に対して適当な時間的間隔を示すにすぎないものと思うとのべた。

70. その後、アルゼンチン、フランス、ギリシャ、イスラエル、メキシコ、英国およびアメリカ合衆国の代表からの共同提案案によつて改正案(E/CN.6/L.303/Rev.1)が提出された。これには以下の修正がもりこまれてゐる。すなわち才2節の「このことについて立法その他の措置を行なう権限を有する(within whose competence the matter lies for the enactment of legislation or other action)」の語を「立法その他の措置を暫粘する(competent to enact legislation or to take other action)」とすることと、才4節「3年の間隔で(at intervals of three years)」の語を「3年の終りに、以後5年毎に(at the end of three years and thereafter at intervals of five years)」とするという2点である。

71. 次に改正決議案を投票に付した。フィンランドの要求によつて、委員会は決議案(E/CN.6/L.303/Rev.1)の才1節才2項を分割投票に付した。才2項は賛成17、反対なし、棄権1によつて採択された。才347会議において委員会は改正決議案を全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

4 (XV) 結婚の承諾、結婚の最低年令および結婚の登録

勧 告 案

婦人の地位委員会は、

才30回経済社会理事會社会委員会における討議を検討し、

経済社会理事會決議771(XXX)にしたがい婦人の地位委員会に提出された、結婚の最低年令、結婚の承諾及び結婚の登録に関する勧告案についての諸国政府の意見を検討し、

諮問的地位にある民間団体より才15回婦人の地位委員会に提出された意見書を審議し、

アジスアベバにおけるセミナー参加者の意見が満場一致であつたことも考慮し、

経済社会理事會に対し次の勧告案の採択を要請する (才14章 決議案B参照)

72. 2人の委員がそれぞれの投票の理由を説明した。ソ連代表は、最低年齢は16才の方がよいと思つたが、委員会のこの極めて低値ある努力に対して協力したいと考えて決議案に賛成の投票を行なつたとのべた。フィンランド代表は、年齢規定は賢明でないと考えたので第1節第2項の投票には棄権したが、この問題に関して勧告を行なうという原則を支持したいとの考えから、決議案全文に対しては賛成の投票を行なつたものであるとのべた。

73. ソ連の代表は結婚の承諾、結婚の最低年齢および結婚の登録に関する条約は正式の条項を伴うべきであり、条約案及び勧告案を含む二つの決議案は、同時に、経済社会理事会及び総会に伝達し、採択を求むべきであると付け加えた。

第5章 婦人の経済的権利と経済的機会

74. 委員会は、第345会議より第353会議に亘つて、議題第6項についての審議を行ない、次の資料が提出された。雇用と職業における差別待遇に関するILO条約第111号の適用についてのILO報告書(E/CN.6/379)、婦人の職業進出状況に関する事務総長報告書、すなわち、建築家、技士及び法律職における婦人の訓練と雇用の機会に関する追加報告書(E/CN.6/343/Add.5)、製国家に関する報告書(E/CN.6/374)及び他の分類に属さない科学、工学技術者及び研究室助手に関する報告書(E/CN.6/374/Add.1)、国連事務局顧問、ハーバード大学国際税法講師オリヴァ・オールドマン氏と同大学法律研究員ラルフ・テンブル氏の共同作成にかかる婦人に適用される税法に関する報告書(E/CN.6/344および補遺12)、委員会の事業総覧および国際的成果に関する事務総長報告書(E/CN.6/372、第4章、第6章、第7章)。また、国際キリスト教労組連合、(E/CN.6/NGO/106)、世界労連(E/CN.6/NGO/117)、国際有技能婦人クラブ(E/CN.6/NGO/116)、国際大学婦人協会(E/CN.6/NGO/114)、国際長会均等協会(E/CN.6/NGO/112)よりそれぞれ意見書が提出された。

雇用と職業における差別待遇に関するILO条約第111号の運用

婦人の職業進出

75. 委員会は、議題6の副議題a)とb)は極めて密接な関連性があるとして、この2項目について同時に審議を行なうことを決定した。

76. ILOの代表が雇用と職業における差別待遇に関する報告書の説明にあたって、ILOの同一賃金条約(第100号)は34か国が批准しており、いくつかの国ではこの条約の原則の実施に事実上の進歩がもたらわれたとのべた。雇用における差別待遇の問題について同代表は、差別待遇という言葉の意味を定義づけることがむずかしいことを強調した。明確な見解の相違がある上に、国によってその意味するところが異つており、ある国で差別待遇とみなされるような措置も他の国ではそうみられることなく、事実上の経済的社会的効果を異にしている。雇用と職業における差別待遇に関する条約(第111号)について同代表は、現在16か国がこの条約に批准しており、おそらく近い将来にこの数は30に達する見込である

と述べた。ILOの指導は、この条約およびこれに附属する勧告の中に示された基準の重要性について委員会と意見を同じうしており、この条約を速やかに批准することがのぞましいことと各国政府の注意を喚起すべく、すでに特別の処置を講じており、さらに別の措置も考慮中である。条約の適用に関する今年の報告書はかなり一般的なものであるが、これはこの条約の発効が最近のことであるため、主な資料となる批准国からの報告がまだ入手できなかったことに因る。この報告書の主な部分は婦人に対する雇用上の差別待遇について一般的にのべており、付録は婦人上の地位にもとづく差別待遇についての予備調査を収め委員会の参考供している。この予備調査は今後更新し、将来完全なものとして決定版を出すはずであるが、その過程において婦人の地位委員会の委員たちの意見を考慮に入れることもできよう、とILOの代表は述べた。

77. 一般討論中に、委員たちはILOの準備した報告書に対して深く留意を表し、その明確で正確なことと、内容の資料的価値を賞讃した。また多くの代表が、事務総長の作成した婦人の職業進出状況に関する文書に対してとくにその作成に際しての諸種の困難にかんがみ、その労を多し謝意を表した。

78. 幾人かの委員たちが、民間団体がこの問題に強い関心をもっていることは、多くの意見書が出されていることからみられるばかりでなく、この議題に発言者が多いことにも表われているとして、注目した。

79. 委員たちは雇用と職業における婦人に対する差別待遇の排除に進捗がみられ、世界の一般傾向が、婦人が国の経済生活に全面的に参加する方向に向っていることは、喜ばしいことであるとのべた。

80. 大多数の委員達が、多くの国の法律がすでに雇用と職業における男女の同権を規定していることに注目し、満足の意を表したが、一方また、公然とあるいはかくれたわたちで事実上の差別待遇が相当におこなわれていることに対して大きな関心を示した。委員たちは家庭の責任をもつ結婚婦人がとりわけ差別の対象になっていると感じた。このような状況からして、今後なすべきことは多く残されており、雇用と職業における差別待遇を排除し婦人の雇用機会を拡大する運動を推進することは緊要であるというのが、一致した意見であつた。

81. 討論の過程において委員たちから経済の分野における婦人の地位に影響を及ぼす諸々の要因について、男女の権利の平等の達成を阻む障害について、またこれらを克服する方法について、多くの発言があつた。

82. 婦人の雇用機会はずる国の経済状態と労働市場の状態にかかるとというのが大体一致した意見であつた。委員たちは一旦経済不況が起るとまず最初に婦人の雇用に影響が及ぶことを認めた。婦人の大多数が不熟練労働に従事しているため、婦人の雇用は男子の雇用以上に一般経済情勢に左右されると考えられた。

83. また多くの委員たちは、この問題は工業国にも低開発国にも存在する普遍的な問題であることを指摘し、工業化は必ずしも婦人にとって機会の増大を意味するものではないという事実に関心を示した。これに関連して、ある代表はオートメーションや機械化が男子よりも女子にとってより大きな脅威になっているとのべた。

84. 大多数の委員たちは、このような状態の生じる主な理由は、男女の技術、職業訓練の程度の違いにある、という意見を述べた。この最大の障害を克服する方法についていくつかの提案がなされた。とくに注意を払うべきこととしてはつきりとのべられたことは、学校での職業指導に特別の注意を払い、その中で、雇用と職業にどのような機会があるかを少女たちに知らせるとともに、婦人たちに職業と技術の訓練を与え適当な技術を身につけさせるということであつた。

85. 家庭の責任をもつ婦人はまず自分の家庭と家族のために献身すべきであるとする社会的文化的態度ないしは時として宗教的信条が、この分野における男女の平等を阻むいま一つの大きな障害になっているというのが、多くの委員達の意見であつた。

86. これらの偏見や態度を除くために与論の一般啓蒙運動をおこなうべきであるという意見が出された。しかし一人の代表は、関連する種々の要因を無視して人為的にこれらの要因を排除することは危険であるとのべた。

87. 幾人かの代表は、差別待遇のいま一つの大きな原因が、雇用と職業に対する一般的婦人の態度にあることを指摘した。多くの婦人がいまなお職業や職業経歴を重要なものと考えていないこと、結婚と同時に仕事をやめようと考えている若い婦人が少なくないこと、このような態度の結果として、低い賃金な訓練を必要としない、資格の低い職業をえらぶ傾向が婦人に著しいことが強調された。

88. 一人の代表はこのような態度が危険であることを強調して、もしこの態度が今後も存続するならば、男子との権利の平等をうるための婦人の努力全体が危うくされるであろうとのべ、婦人は職業を責任の重い重大な仕事と考えるように教えられねばならないと強調した。

89. また幾人かの委員は、婦人がたとえば看護婦や教員のような一定の職業ないしは一定の職業をえらびながらことに言及して、婦人はその志向と資質に応じて職業をえらぶべきでは

るが、仕事の種類が男女で分れていることは使用者に利用され、婦人に対する差別待遇を一層大きくする懸念があると述べた。

90. ある代表たちは欠勤の問題も差別待遇の大きな原因になっていると考え、使用者達は男子よりも女子の方に欠勤率が高いと一般にいわれていることから女子を使いたがらないのだと思うとのべた。しかしこの委員たちは欠勤率が高いというのは誤説であつて、ある程度責任のある仕事の場合は婦人の欠勤者の割合は男子のそれよりも高くないとのべた。これに関連して一人の代表は、この説は婦人の職業生活の期間中家庭的な責任の重い時期だけを考慮にいれたもので、職業生活の全期間、とくにその後期について考慮していないと思うとのべた。

91. 多くの国では、母性保護給付をはじめある種の、あるいはすべての社会福祉給付が使用者の負担となっており、このことが原因で使用者が既婚婦人を使いたがらない場合が多いということを幾人かの委員が指摘した。このような余計な負担がかかるということが既婚婦人の雇用を不利にする差別待遇の大きな原因になるということは大いにありうることである。このことについて情報をうる必要があり、婦人に対する差別待遇がどの程度まで、これらの給付が若干の国々において、一部分又は全部使用者の負担になっているという事情に帰因しているか、この点の検討をILOに対して要請すべきであるという意見がのべられた。

92. 若干の委員たちは、種々の事情でフルタイム雇用を見出しえないかまたは従事しえない婦人に対する援助の手段として、婦人のパートタイム労働の問題に特別の関心を示した。この問題はこの報告書の第117節から第120節で扱っている。

93. 幾人かの委員は、現在の一般的な状態の下ではなお婦人の雇用に対して何らかの立法上の保護措置を必要とすると考えた。さらに一人の委員は、新しい技術分野の職業に従事する婦人労働者が新しい肉体的危険に曝される可能性があるという事態に対応して、将来新しい種類の保護規則を設けねばならなくなるであろうとのべ、原子保護の諸規則や法律を例にあげた。

94. しかし大多数の委員は、これ以上婦人労働者を保護することは差別待遇の増大を招くであろうと考えた。これに関連して一人の委員は、ある種の困難な仕事に婦人を雇用することを禁じる保護措置が、時として婦人を家庭の外で働かせないために考え出されうるものであり、また事実そのようなものもあるところから、自分はこうした保護措置の試みをうたがうものであるとのべた。

95. 委員の全員が各自国における雇用と職業の状態、及び差別待遇を排除し、できるだけ完全な雇用を確保するためにとられた法律上、事実上の処置についてのべた。委員たちは、これ

らの重要な諸問題を解決するために他の国々がどのような努力を払っているかを知って参考にしようと、熱心に情報の交換を行なつた。

96. 委員一同は委員会が今後の事業を行なうについての基礎資料として、もつと広く情報を集めることが極めて重要であると、感じた。委員たちはILOの報告書は極めて貴重な資料を提供するものではあるが、予想的な資料にすぎないと考え、ILOが雇用と職業に関する婦人の差別待遇についての研究を継続し、この種の一切の差別待遇を除去する方法について引き続き考慮を払うよう、全会一致で希望を表明した。

97. 幾人かの委員は、婦人の職業進出の問題については、とくに婦人の訓練と雇用の機会促進の方法についてもつと多くの情報が必要と思うとのべた。この委員達は、ILOの国際職業分類を職業進出状況の研究の際に使用することは適当でなく、これがデータのとりまとめと評価の際の困難を大きくしたと指摘した。今後さらに資料を蒐集するには、職業進出状況の研究にとりかかった当初の目的にそのような研究方法にあらためることが必要であるとのべられた。(この問題は第139節でも取扱っている。)

98. しかし幾人かの代表は、事務総長報告(E/O N. 6/343及び補遺1と5。E/O N. 6/374及び補遺1)中に検討されている職業に関する研究はこれで完結したものと思うとのべ、今後は雇用の新しい分野、主として多数の婦人が雇用されている職業分野についての研究を行なうべきであると思うとのべた。

99. アメリカ合衆国の代表は、この研究の主な目的の一つは、婦人が専門的職業その他高度の職業に就く能力を身につけるよう、政府および民間団体がその援助勧奨のために行なう施策をみるとにあるとのべ、事務総長の質問書は1959年の修正によって、諸国政府に対するこの点の質問を含めるようになったが、この回答は不完全で不十分なものであり、民間団体の経験についても情報を入手すべきである、とのべた。

100. 幾人かの委員は、他の職業の研究をはじめめる時期にはまだ至っていないという意見で、それよりは上記文書中にある調査の結果を検討し、専門的技術的職業への婦人の機会を援助・奨励するような活動に関して政府及び民間団体からさらに情報をえてこれを補足する方がのぞましいとのべた。

101. 幾人かの代表が、雇用と職業における差別待遇に関する条約第111号の未批准国に対して、これを批准するよう呼びかけることを提案した。

102. 2、3の委員は雇用と職業の分野における婦人に対する差別待遇の禁止を国内法に正式に規定すべきであるという意見をのべた。

103. 1人の委員は、少数者の差別防止および保護に関する小委員会の特別記録係がいま政治的権利に関する差別待遇についての重要な研究報告を作成中であり、当然公的生活における差別待遇の問題も取扱うことになるであろうから、ILOが婦人の地位委員会のために行なった事業の一切を参考に供したいとの希望をのべた。

104. 委員会はイランとイラクのオブザーバーから意見を聴取した。また次の民間諸団体——国際自由労連、国際キリスト教労組連合、世界労連、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ、国際婦人法律家協会、婦人国際団体連絡委員会、世界カトリック婦人団体同盟、国際社会民主主義婦人協議会及び国際労働者均等協会——のオブザーバーからもそれぞれ意見を聴取した。

105. ギリシャ、フィリピン、英国、およびアメリカ合衆国の代表が、雇用と職業における差別待遇に関するILO条約第111号の適用についての、次のような共同決議案(E/CN.6/L.307)を提出した。

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に対し次の決議の採択を要請する。

経済社会理事会は、

婦人労働者が男子に比して不利に置かない労働条件を与えらるべきであるという原則を承認し、

1. 雇用と職業における差別待遇に関する条約第111号の適用についてのILOの報告書(E/CN.6/379)に謝意を表す。
2. 雇用と職業に関して婦人の差別待遇を生じる重要な要因としての社会の態度を改めるよう措置をとることが重要であることを強調する。
3. またILOに対し、これらの研究を継続し完成させること、その際後進国の状況に特に重点をおくこと、および婦人の地位委員会に対して順次報告することを要請する。

106. ソ連代表がこの条約に諸国政府の加盟を要請する決議案(E/CN.6/L.308)を提出した。

107. 意見の交換があつてのち、これら2つの決議案は決議に関する特別委員会に付託せられ、決議委員会は文書E/CN.6/L.314にある合成案を委員会に提出した。この決議案は次のとおりである。

婦人の地位委員会は、

雇用と職業に関する婦人の差別待遇についての、条約第111号の適用に関するILOの

報告書(E/CN.6/379)に謝意を表し、多数の国において雇用と職業における婦人の差別待遇が未だ除去されていないことに注目し、

経済社会理事会に対し、次の決議案の採択を要求する。

経済社会理事会は、

諸国政府に対し、雇用と職業に関する条約第111号を批准するよう、あるいは同条約に関し他の適当な措置をとるよう要請した。1959年7月30日の決議728D(XV I I I)を想起し、決議728D(XXV I I I)が雇用と職業における婦人の差別待遇除去に役立つよう希望を表明し、

雇用と職業に関する婦人の差別待遇を可及的速かに除去する必要を認め、

雇用と職業に関する婦人の差別待遇を生じる重要な要因としての社会の態度を改める措置をとることが重要であることを強調し、

ILOに対し、雇用と職業に関する婦人の差別待遇についての研究を継続し、この種の一切の差別待遇を除去する方法についてさらに考慮を払うよう要請する。

108. チェコスロヴァキア代表が、条約第111号の適用に関し、既婚婦人の働く権利を阻害する諸制限を除くことに重点をおいた決議案(E/CN.6/L.315)を提出した。この決議案について意見を交換したのち、提案者は、文書E/CN.6/315の要旨を決議委員会提案の決議案(E/CN.6/L.314)に対する修正案の形にまとめて作りなおした文書(E/CN.6/L.315/Rev.1)を提出した。修正は3点にわたり次のとおりである。

1. 前文第2節のあとに次の語句を挿入する。

「若干の国においては、婦人が結婚すれば使用者は直ちにこれを一方的に解雇するという慣習が依然として行なわれており、このような慣習は婦人の働く権利および結婚し家庭をつくる権利に反するものであることに注目し、」

2. 経済社会理事会に対する決議案の第1節に次の語句を挿入する。

「また既婚婦人の公職の機会に関する決議771B(XXX)をも想起し、」

3. 経済社会理事会に対する決議案主文の前に次の1節を挿入する。

「すべての国の政府が、商工業のすべての部門における、既婚婦人および婚約中の婦人を含む婦人の働く権利の制限を除くために必要な措置をとることを勧告する。」

109. 討論の過程において、アルゼンチン代表が合成決議案(E/CN.6/L.314)に対する修正案(E/CN.6/L.317)を提出した。この修正案は決議案主文末尾に次

の1節を追加するというものである。

"さらにILOがこの問題に関連して、各国の雇用と職業に関する婦人の差別待遇が、すべてのまたは若干の社会福祉給付とくに母性保護給付の経費が使用者のみの負担となっており、既存の社会保障制度および社会福祉サービスの設定する公的基金その他の共同の基金からは賄なわれないという事情に、どの程度起因するかという問題を研究するよう要請する。"

110. フランス代表が"希望を表明し (expressing the hope that)" (E/CN.6/L.314) にはじまる1節の削除を口頭で提案し、この提案は受諾された。

111. ギリシャ代表がチェコスロヴァキアの修正案第3点に対する追加修正案として口頭で、"政府 (Government)" の語の前の "すべての (all)" の語を除き、"政府 (Government)" の語のあとに "国連および専門機関加盟国の (of States Members of the United Nations and members of the specialized agencies)" の語を追加することを提案した。

112. アルゼンチン代表が口頭で、アルゼンチン修正案の末尾の "設定する基金 (funds established)" から "社会福祉サービス (social services)" までの語を"と"りきめ、とくに既存の社会保障制度及び社会福祉サービス (arrangements, in particular, the existing systems of social security and social services) " の語におきかえる旨の提案をおこなった。

113. チェコスロヴァキア代表がギリシャの追加修正案について分割投票を行なうことを要求した。

114. チェコスロヴァキアの修正案 (E/CN.6/L.315/Rev.1) について分割投票が行なわれた。委員会第351次会合において、チェコスロヴァキアの修正案第1点は賛成10、反対なし、棄権8をもって採択され、第2点は賛成16、反対なし、棄権2をもって採択された。チェコスロヴァキアの修正案第3点に対するギリシャの追加修正案は賛成10、反対なし、棄権8をもって採択された。のち、チェコスロヴァキアの修正案第3点は追加修正通り賛成12、反対なし、棄権6をもって採択された。アルゼンチンの修正案 (E/CN.6/L.317) は、提案者による修正通り、全会一致採択された。

115. この会合において、委員会は決議委員会の提出した決議案 (E/CN.6/L.314) を、修正通り、賛成14、反対なし、棄権4をもって採択した。決議文は次の通りである。

5(XV) 雇用と職業における差別待遇

婦人の地位委員会は、

多数の国において雇用と職業における婦人の差別待遇が未だ除去されていないことに注目し、

若干の国においては、婦人が結婚すれば使用者は直ちにこれを一方的に解雇するという慣習が依然として行なわれており、このような慣習は婦人の働く権利および結婚し家庭を作る権利に反するものであることに注目し、

1. 雇用と職業における婦人の差別待遇に関する条約第111号の適用に関するILOの報告書 (E/CN.6/379) に謝意を表し、

2. 経済社会理事会に対し、次の決議案の採択を要請する。

(第14章 決議案NA参照)

116. ギリシャ、オランダ、フィリピンおよび英国の代表が、共同決議案 (E/CN.6/L.312) を提出した。これは、事務総長がILOと協議して、経済社会理事会に諮問的地位をもつ民間団体から得る情報にもとづき、婦人のパートタイム労働に関する従前の研究を更新して、婦人の地位委員会の将来の会合に提出することを要請したものである。討論の過程において、オーストラリアと中国の代表が共同決議案 (当時E/CN.6/L.312/Rev.1として配布のもの) の共同提案者として加わった。

117. この共同決議案について討論を行なう間に、多数の婦人がフルタイム雇用を見出しえないか、あるいは種々の理由によつて家庭の外でフルタイム雇用につきえない立場にあるという実情から、婦人のパートタイム雇用の問題は、とくに既婚婦人にとっては、極めて重要な問題であるということに、大多數の委員の間に一致をみ、その結果、委員たちは、委員会が婦人のパートタイム雇用の機会増大を試みてこれらの婦人を援助すべきであると考えた。1人の委員は幼児をもつ既婚婦人の特殊な立場に言及して、たとえば昼間託児所の広汎な組織網を設立するなどの適切な社会施策を実施し、これらの婦人に家庭の外で働く間の援助を行なうようにしないかぎり、幼児をもつ母親はいつまでもパートタイム雇用に着かれないことになるべしと述べた。

118. 2人の委員は、婦人のパートタイム労働を奨励することが果して委員会の目的に合致するか否かを疑問とし、委員会がこのような決議に賛成すれば、結果的に婦人の差別待遇に対する支持を表明するという危険な方向をとることになるべしと述べた。

119. 1人の委員は、婦人のパートタイム労働の問題は委員会の課題とは無関係であり、労働者の職業生活は、性別を問わずすべてのものに適用される法則の支配下にあるべきである、

とのべた。

120. しかし、共同決議案提案者の1人は、この決議は婦人のパートタイム労働についてこれを奨励するとか、フルタイム雇用にかわるものとして考えるという趣旨のものではなく、パートタイムという方式で婦人に労働の機会を与えることを目的とするものであるとのべた。

121. 殺人かの委員が、この決議案はILOと事務総長に対して婦人のパートタイム労働に関する従前の研究を更新することを依頼するだけのもので、この件について何らかの措置を勧奨するものではないことを指摘した。

122. これに関連して2人の委員は、ILOの研究が将来委員会が实际的な勧告を行なう場合の基礎として役立つように、ILOに対して明確な指示を与えるべきである、という意見であつた。

123. ソ連代表から、前文2節の附に次の1節を新たに挿入するという修正案(E/CN.6/L.316)が提出された。"婦人のパートタイム労働が、ある場合はフルタイム雇用を見出しえない結果であり、またある場合は、とくに子供をもつ婦人の場合においては、このようなパートタイム労働は、婦人に社会のための生産活動に参加する機会を与える手段の一つでもあることを念頭におき、"

124. ギリシャ代表が、この修正案に対する追加修正として、前文の追加部分を次のようにすることを提案した。

"婦人のパートタイム労働が、ある場合はフルタイム雇用を見出しえない結果であり、またある場合は、とくに子供をもつ婦人の場合はフルタイム雇用に従事することが不可能であること、またパートタイム労働は婦人に雇用と職業の機会を与える手段の一つでもあることを念頭におき、"

125. またフランス代表は、ソ連の修正案に対する追加修正として口頭で、第1行目の"婦人"の語のあとに、"他の労働者の場合と同様"の語句を付加えることを提案した。

126. ソ連代表は以上2つの追加修正を承諾した。

127. 英国代表が口頭で、この共同決議案本文末尾に、"ILOがこの問題に関する報告書を準備しよう希望する"という語句を追加することを提案し、この提案は共同決議案提案者にうけいれられた。

128. ソ連代表は、ILOに依頼する研究の中に次の諸事項の情報が提供されることを条件として、この共同決議案を支持するとのべた。すなわち、第1は、パートタイム労働者の総数に対するパートタイム婦人労働者の割合を示す数字、第2は、婦人労働力総数に対するパートタイムに従事する婦人の比率、並びに男子におけるその比率、第3に、パートタイム労働

者一般——男子、青年および女子——に対して与えられない権利に関する詳細(この種の労働者の労働条件にどのような差別待遇が行なわれているかを確認するために)、の3つの事項についてである。

129. ILOの代表は、実際に入手しうる情報の範囲内でソ連代表の発言を念頭におくことになろうと答えた。

130. 第551次会期において、委員会はソ連の修正案(E/CN.6/L.316)をフランス及びギリシャ代表による修正通り、賛成16、反対なし、棄権2をもって採択した。

131. またこの会期において、共同決議案(E/CN.6/L.312/Rev.1)は修正通り、賛成16、反対なし、棄権2をもって採択された。決議文は次の通りである。

6 (XV) 婦人のパートタイム労働

婦人の地位委員会は、

婦人のパートタイム労働が、他の労働者の場合と同様、ある場合はフルタイム雇用を見出しえない結果であり、またある場合は、とくに子供をもつ婦人の場合は、フルタイム雇用に従事することが不可能であること、またパートタイム労働は婦人に雇用と職業の機会を与える手段の一つでもあることを念頭におき、

婦人のパートタイム労働に関する決議6 (XI) を想起し、

婦人の地位委員会が今後の措置を決定するためには、1959年以後この分野で行なわれた進展についての情報が参考になると考え、

事務総長がILOと協議して、経済社会理事会に諮問的地位をもつ民間団体から得る情報にもとづき、婦人のパートタイム労働に関する以前の研究を更新して、婦人の地位委員会の将来の会期に提出することを要求するとともに、ILOがこの問題に関する報告書を準備しよう希望する。

132. ソ連代表から婦人の雇用機会の拡大に関する決議案(E/CN.6/L.309)が提出された。これは経済社会理事会が"諸国政府に対し、婦人の失業問題に特別の注意を払うこと、および働くことを希望する婦人がその能力に応じた雇用につく機会をうるようになれるだけの方策を講ずること"を勧告するよう要請するものであり、またILOに対して、"婦人の雇用と失業に関する統計を記録、分析し、この問題を系統的に研究すること、および、全労働者を対象とする雇用目標、雇用政策及び計画の枠内において婦人の雇用機会を促進し婦人の失業に対処する方法に関して、委員会の将来の会期に報告すること"を依頼するよう要請するものである。

133. その後の討議中に、アメリカ合衆国とソ連の代表から、婦人の雇用機会拡大の建設的な手段を並置した共同決議案 (E/CN.6/L.313) が提出された。ソ連代表は、この決議案は大体において文書 E/CN.6/L.309 にある、まさにソ連が提出した決議案文をもととしたものであるとのべ、従つてききの提案は票決に付するに及ばないとのべた。文書 E/CN.6/L.313 にある決議文は次の通りである。

婦人の地位委員会は、

資格に応じた婦人の雇用機会を拡大することが緊要であることを認め、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

経済社会理事会は、

多くの国において、婦人は賃金を支払われる労働につく機会が極めて限られており、とくに資格に応じた就職の機会が少ないことに注目し、

多くの国において国民経済の成長を促進する諸方策がとられていることを考慮し、

この点から若干の国では婦人に対する差別待遇の除去および機会の拡大に努力が払われていることを認め、

婦人の雇用に関する ILO の活動に注目し、

決議 52 E (XXIV) および 771 E (XXX) を想起し、

1. 諸国政府が婦人の雇用の問題に特別の注意を払い、働くことを希望する婦人が、資格と能力に応じた雇用をうる機会を増進するためにできるだけの方策を行なうよう勧告する。

2. ILO が同一賃金及び関連事項に関する婦人の地位委員会への定期報告書の補足として、婦人の雇用に関係のある ILO の他の活動、とくに産業別委員会、婦人労働問題コンサルタント会議等の事業についての入手しうる統計及び情報を付け加えるよう要請する。

134. 討議中にこの共同決議案の提案者から口頭で、前文の冒頭に新たに次の2語を加えるという修正案が出された。

"婦人の職業進出状況に関する事務総長の報告書 (E/CN.6/343 及び補遺 1~5 : E/CN.6/374 及び補遺 1) に注目し、

"婦人の職業進出に関する決議 7 (XIII) を想起し、"

135. 英国の代表が口頭による修正案として、共同決議案の本文第1箇中 "作る (create)" の語を "促進する (promote)" におきかえることを提案した。共同決議案提案者はこの口

頭の修正案を受け入れた。

136. 第350 次会議において、委員会は共同決議案を修正通り、賛成 17、反対なし、棄権 1 をもって採択した。決議文は次の通りである。

7 (XV) 婦人の雇用機会の拡大

婦人の地位委員会は、

婦人の職業進出状況に関する事務総長の報告書 (E/CN.6/343 及び補遺 1~5 : E/CN.6/374 及び補遺 1) に注目し、

婦人の職業進出に関する決議 7 (XIII) を想起し、

婦人が資格に応じた雇用をうる機会を拡大することが緊要であることを認め、

経済社会理事会が次の決議を採択するよう要請する。

(第14章決議案 IV B 参照)

137. アルゼンチン、英西、およびアメリカ合衆国の代表から、次の共同決議案 (E/CN.6/L.319) が提出された。

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が主な専門的技術的分野における婦人の訓練と雇用の機会について世界的な調査を行なうことを事務総長に要請した 1957 年の理事会決議 652 E (XXIV) を想起し、

また婦人の職業進出に関する委員会の決議 7 (XIII) をも想起し、

婦人の地位委員会の第13、第14、第15会期に提出された、この分野の特定の提案についての事務総長の報告を高く評価し、この研究を継続することが婦人の経済的地位向上のために重要であると信じ、

1. 諸国政府及び民間団体がこれらの分野における婦人の訓練と雇用の機会を増進する上に参考としうるような方法を示すことに主眼において、この問題の研究方法を再検討することを決定する。

2. 事務総長に対し、すでに調査した結果に基づいてこの観点からさらに資料を集め、これに関する報告を作成し、委員会第16会期に提出するよう要求する。

138. 共同提案者達はこの決議案の本文第2箇に修正を加え、事務総長に対し、まさに調査を行なつた職業に関してこの観点からさらに資料を集め、これに関する報告を作成し、できれば委員会第17回会議に提出するよう要求することとした。

139. この決議案についての討議中にソ連代表から、委員会はいまや賃金の高い知的職業 (技

術者、建築家、法律家)における婦人の機会についての研究から方向を転じて、婦人を大規模的に雇用する分野における機会と労働条件の研究に専念すべきである、との意見が出され、これに關して同代表から以下の修正案が提出された。

(1) 前文第4節中、"研究(study)"の語の後に"この種の(of this kind)"の語を入れ、その句の終りに"また、商工業、家事サービス、農業、および多数の婦人が働いているその他の分野における婦人の役割と労働条件についての新しい研究"の語を入れること、および(2) 主文第2節中"これに関する報告(a report thereon)"の語のあとに"および婦人を大規模的に雇用する分野に関する新たな研究プラン"の語を入れること。

140. ソ連修正案第1点についての討論中に、ソ連代表は、その最初の部分は表現の相違であるとして、これを取下げた。第2の部分について、幾人かの代表が、その修正案の含む考え方は有益であるが、ここに特定の職業を挙げることは地味である、とのべた。これに関連して、この研究は、ILOが婦人の労働条件一般についての研究を継続的に行なっているのであるから、あまりその範囲を広げるべきではない、との指摘があつた。ソ連代表の意見を取り入れて、前文第4節の終りに"また、多数の婦人を雇用する分野における婦人の役割及び労働条件についての新しい研究"の語句が追加された。決議案提案者の一人は、この提案の基本理念は、婦人をより高度の専門的技術的職業に進出させるよう援助するにあるとのべた。

141. イスラエル代表はソ連修正案の第2点に対する代案として、"婦人の大規模雇用の分野の研究について、ILOがその具体案を作成し、できれば婦人の地位委員会第17回会議に提出しうよう、希望を表明する"という新しい1節を本文に入れるという修正案を提出した。ILO代表から、ILOは婦人が多数従事している職業について研究中であるという指摘があつた。フィリピン代表が口頭で、イスラエルの提案に対する追加修正案として、"婦人の大規模雇用の分野(area of mass employment of women)"の語を"多数の婦人を雇用する分野を含む他の職業分野(other occupational areas, including those where large numbers of women are employed)"の語にとりかえるという修正案を提出した。決議案共同提案者はイスラエル代表の提案を、フィリピンの修正通りで受諾した。ソ連代表は、合意に到達するために、この用語を受け入れるとのべた。

142. ソ連代表は、その後、本人の要請によつて、口頭による修正を経た決議案の共同提案者として受け入れられた。

143. 第353次会議において、委員会は次の決議案を全会一致採択した。

8 (XV) 婦人の職業進出

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会が主な専門的技術的分野における婦人の訓練と雇用の機会について世界的な調査を行なうことを決定した1957年の理事会決議652E (XXIV)を想起し、また婦人の職業進出に関する委員会の決議7 (XIII)をも想起し、

婦人の地位委員会第13、第15回会議に提出された、この分野の特定の職業についての事務総長報告(E/ON.6/343.と補遺1-5及びE/ON.6/374と補遺1)を高く評価して注目し、

このような研究をつづけるとともに、多数の婦人を雇用する分野における婦人の役割及び労働条件について、新しい研究を行なうことも重要であると信じ、

1. 諸国政府及び民間団体がこれらの分野における婦人の訓練と雇用を増進する上に参考としようような方法を示すことに主眼を置いて、この問題の研究方法を再検討することを決定する。
2. 事務総長に対し、すでに調査した職業に関してこの観点からさらに資料を集め、ILO及びユネスコと協議した上で、これに関する報告を作成し、できれば委員会第17回会議に提出するよう要求する。
3. 多数の婦人を雇用する分野を含む他の職業分野の研究について、ILOがその具体案を作成し、できれば委員会第17回会議に提出しうよう希望を表明する。

婦人に適用される税法

144. 一般討論は夫と働く妻の総収入に対する課税の効果についての検討に集中した。ある代表たちの意見では、強制的な合算課税は、婦人が夫とは別の個人であり、それ故に自己の収入に対する管理権とこれを別個に使用する権利をもつという原則を否定するものである。これらの代表たちは、課税目的のために夫婦を一体として取扱うことは、多くの場合妻は夫より収入が少なくと考えられるため、夫婦各々の収入に対する別課税の場合とくらべて、結婚婦人の税負担を重くするという結果を生じる場合が多い、とのべた。他方ある代表たちは、総収入に対する課税の制度は、夫婦に対する連帯課税であつて、したがつて夫も妻も同断の

敷いをうけるわけであるから、これは結婚婦人そのものに対する差別扱いではないと思う、とのべた。収入のある仕事に従事する結婚婦人の税負担軽減の目的で幾つかの国が採用している"分割方式"について、若干の討議があつた。

145. ある委員たちは、母親が家庭の外で働くことによつて生じる育児のための経費に対する控除の問題に、充分の注意が払われていないことを指摘した。ある委員たちは、民間団体からの情報をもとにして作成され第11回会議に提出された文書(E/CN.6/297)に言及し、その中に、収入の合算は婦人が結婚後、職業をつづけることを阻み、このことがひいてはその家族にとつても国にとつても大きな経済的損失となつていゝと指摘されていることをのべた。またある委員たちは、税の問題は結婚や離婚に重大な影響を及ぼすこともあり、社会の悲劇を回避するために、公平な税法は必要である、とのべた。

146. 幾人かの代表は意見を異にし、結婚婦人に対する別課税や分割方式、あるいは合算と別課税の任意選択方式は、雇税の発見がむずかしいことなど、多くの法律上行政上の問題を生じる、とのべ、国連事務総長顧問の作成した報告書(E/CN.6/344及び補遺1と2)の中に、一國の税法は社会、財政、行政上の諸要因の微妙な均衡を表現するものであるとの結論がのべられていることを強調し、これに賛意を表して、故に、委員会はこの問題について特別の勧告を行なうにさきだつて、これら諸要因の徹底的な検討が必要である、とのべた。一人の代表は、自分の国の政府は税の一般的軽減を目標の一つとしており、とくに個人に対する減税を目指しているが、これは企業が税の大半を負担すべきであるとの考え方に立つ施策であるとのべた。

147. イスラエル、メキシコ、アメリカ合衆国の代表から共同決議案(E/CN.6/L.311)が提出された。これは経済社会理事会に対し、所得税の問題について男女に均等の待遇を与えるという観点から、有配偶者の課税に適用されている国内法を再検討する必要があることに、加盟諸国の注意を喚起するよう要請するものであり、また、加盟諸国がこの原則の実施をのぞましいと考え、結婚した男女が夫々の所得に対する合算課税と別課税の何れかを任意に選択でき、また課税目的のために夫婦の総所得を折半することもできる旨の規定及び雇用によつて生じる育児費を控除の対象とする旨の規定を設けるよう勧告することを要請するものである。

148. 決議案についての討論の中で、一人の代表は、決議案の大体の目的には賛成であり、また問題の複雑さも了解するが、決議の範囲が広すぎるように思うとのべた。幾人かの代表が、委員会は結婚婦人の勤労収入に対する課税だけを問題とすべきで、雇用以外の収入源からの

所得に対する課税の問題は委員会の権限外であるとのべた。他の一人の代表は本文第2節の、家庭外で働くために生じる育児費に対する控除について考慮することを要請した条項に言及して、このような条項は自分の国の極めて競争の激しい労働市場の中では不必要な特別の保護措置とみなされ、ほとんどかえりみられないであろうとのべた。

149. ソ連代表は、委員会が諸国政府に対し税法上の婦人に対する差別待遇を除去する可能性および税負担軽減の可能性について考慮するよう、呼びかけることを示唆した。

150. 討論中に委員会は国際有職婦人クラブ連合会のオブザーバーから意見を聴取した。

151. 共同提案者達は多くの委員から出された示唆を考慮に入れて、改正案(E/CN.6/L.511/Rev.1)を提出した。これには次の改正点がありとされている。前文第2節中"収入(income)"の語の前に"勤労(earned)"の語を加える。前文第2節中"差別する(discriminate)"の語のあとに"事実上(in practice)"の語を入れる。前文第4節中".....を認めることによつて所得税に関し男女に均等の待遇を与える(provide for equal treatment of men and women in respect to taxation of income by permitting)"の語を削除し、この句の代りに".....を認める(permit)"の語を入れる。前文第5節("若干の国々の法律では有配偶者が家庭の外で就業中育児のために必要となる経費につき、課税目的の控除額算出に際しこれを考慮に入れることを認めていることをも注目し")を削除する。経済社会理事会に採択を求める決議案前文第2節中、"福利を妨げ(interferes with the right)"の語を"意欲をそぎ(tends to discourage)"とし、"就く(to undertake)"を"就くことから(from undertaking)"とし、"ある場合には妨げる(in some cases deters)"を"妨げる(deter)"とする。主文第1、第2節中"収入(income)"の語の前に"勤労(earned)"を入れる。主文第2節中"課税目的のために夫婦の総所得を折半することもでき、また雇用によつて生じる育児費を控除の対象とする旨の規定を設けるよう"の語を削除する。

152. 改正案(E/CN.6/L.511/Rev.1)についての討議の中でオーストラリア代表は、諸国政府に対し、合算課税か別課税かの選択を夫婦の自由意志にまかせることがのぞましいことについて、考慮を要請するだけでなく、さらにこれに代るものとして、個人課税がのぞましいことについても、勧告すべきであるとの意見をのべ、主文第2節中"規定を設ける(providing)"のあとに"個人課税か(either for taxation on an individual basis or)"の語を追加することを提案した。同代表はまた、

"夫婦は……ことをうる (that married couples may have)" の語の代りに "夫婦に与える (giving married couples)" の語を用いることを提案した。これらの修正は共同提案者に受け入れられた。

153. 第352次会议において、委員会は賛成15、反対なし、棄権3をもって、決議案 (E/CN.6/L.311/Rev.1) を修正通り採択した。決議文は次の通りである。

9 (XV) 婦人に適用される税法

婦人の地位委員会は、

婦人に適用される税法の問題は、委員会第11、第13、第14、および第15回会議において、国際税法専門家の作成にかかる文書 E/CN.6/344 及び補遺1と2、並びにさきに事務総長が民間団体より資料の提供をうけて作成した報告書 E/CN.6/297 にもとづき審議されたことに注目し、妻の勤労収入に対し夫の収入との合算により課税することとは、妻の収入価値を不均衡に引き下げることとなつて事実上結婚婦人の差別待遇となり、ひいては結婚婦人が雇用者として働くこととする意態をそがれ、その家族は妻からの経済的援助を、國はこれらの婦人の経済的貢献を失う結果となると考え、

委員会第11回会議に提出された報告書の中で、多くの民間団体が、合算課税を強制する制度のために正式の結婚をちゅうちよする婦人があり、そのために家族の法的地位を阻害し、子供の嫡出性を危くしていることを指摘していたことを想起し、

若干の國々の法律が、夫婦それぞれの収入に対して別々に税金を徴するか、または二人の収入を合算した上でこれを二等分したものを課税の対象としていることを、満足をもつて注目し、

経済社会理事会に対し、次の決議の採択を要請する。(第14章決議案IV C 参照)

154. 投票理由を説明して、アルゼンチン代表は、決議案に賛成はしたが、本来この課税は妻だけでなく家族全体の問題であることを強調したいとのべた。オランダ代表は、自國が合算課税制をとっているため棄権したとのべ更に税法改正の問題は國の税法全体系との関連で研究すべきであるとのべた。英国代表も同様の理由で棄権したことをのべ、同國の税法委員会は夫婦の総収入を課税対象とすべしとする勧告を示していることを付加した。ソ連代表はソ連には男女を差別する規定はないが決議案に賛成したとのべ、また各國が個人収入に対する減税と同時に國家予算中軍事費の削減を行なうよう呼びかけた。フィランド代表は決議案支持の理由を説明し、オーストラリアの修正は主文第2節に融通性をもたせ大いに賛成であり、また各國に対する勧告や要請を含まない主文の形にも賛成であるとのべた。

第6章 婦人の教育の機会

155. 婦人の地位委員会は、その352、354、355、356次会议において、議頭才6を審議した。提出された資料は、1959~1960年間に於ける婦人に特に関係ある諸活動及び1961~1962年中の主な活動計画に関するUNESCOの報告書 (E/CN.6/380)、教育上の差別に関する事務総長覚書 (E/CN.6/377)、婦人の教職への機会に関するUNESCOの報告書 (E/CN.6/375) ならびに、委員会の事業及び國際的成果総覽の第3章 (E/CN.6/372) である。また、國際婦人税談会 (E/CN.6/NGO/105)、國際大学婦人協会 (E/CN.6/NGO/114)、婦人國際団体連絡委員会 (E/CN.4/NGO/93-E/CN.6/NGO/102) および、國際機會均等協会 (E/CN.6/NGO/113) からそれぞれ意見書が提出された。

156. UNESCO代表は、婦人の教職への機会に関する報告書について説明し、この報告書にある情報は、主としてUNESCOが発した質問書に対する各加盟國政府の回答からえたものであり、UNESCO事務局が入手した他の公式文書を参考にして、必要な個所に補足を加えたものである、とのべた。この報告書が起草された時 (1960年12月1日) には、48の加盟國および英國統治下の24地域から回答が集まつていた。それ以後に集まつた回答は報告書の追加分に記入されると同代表はのべた。この報告書から明らかになつた一般的結論の一つは、教職の分野で婦人が重要な役割を果しているということである、とは言へ、婦人に対する若干の差別待遇はなお明らかであり、これは特に "責任ある役職"、すなわち管理職及び上級教職において顕著にみられる。また、既婚婦人の雇用や、婦人の結婚後の再雇用に障害がある例もみられる。工業國及び後進國を含むいくつかの國からの回答は、婦人教師が不足していることと婦人が全体としての國家の発展に貢献できる一つの方法は、教職にもつと参加することであることを指摘している。UNESCO代表はまた、この報告書の限界を強調して、ここに示した資料を正しく評価するには、婦人の教職への機会に影響を及ぼすような複雑な経済的・社会的・文化的要因が諸國に存在することを考慮に入れなければならないとのべた。

157. UNESCO代表はまた、1959~1960年間に於ける特に婦人に關係あるUNESCO活動及び1961~1962年中の主な活動計画に関する報告書 (E/CN.6/380) について説明した。この機關の事業は、教育の全段階に於ける男女の機會均等を目ざしており、"婦人教育問題を故意に作り上げる" ことは、UNESCOの目的とするところ

ではない。このためにUNESCOは、特に後進国の教育問題について調査を進め、国際的な人事交流をとりはからい、国際会議を後援し、国家または個人、また時には民間団体に対して技術援助を提供するなどの事業を行なっている。同代表はまた、簡単に将来の計画のあらましを述べ、これに関連して、UNESCOと婦人の地位委員会との密接な協力から生まれる利益を強調した。

158. 多くの委員は、この会議のためにUNESCOが準備した両文書に感謝の意を表し、報告書にあるような正確な詳しい情報は、委員会が国際基準を公式化する上になくなくてはならないものであるとのべた。しかしその中で、ギリシャの代表は、才13回委員会の際にUNESCO代表に書面で伝達した情報、今回の報告書にはいつていないことは遺憾であるとのべた。

159. 才11回UNESCO総会における教育上の差別に対する条約および勧告の採択に関して、前会期に委員会が採択した決議(9(XIV))が提起された。この決議は、UNESCOがこれら両草案に次の点の修正を考慮に入れるようにとの希望を表明したものである。すなわち、両草案中の差別待遇に関する条項を「教職への機会」にも適用すべきこと、および、男女別々の教育施設や検閲において、「同一教科課程」を設けることを規定すべきことの二点である。多くの委員たちは、UNESCO総会がこの才2の修正点を条約および勧告にとり入れなかつたことに、とりわけ失望と不満の意を表した。委員たちの意見では、採択された条約の才2条、小節(a)および勧告の該当条項中にある「あるいは同等の学習課程(or equivalent courses of studies)」という文句は、女子の教科課程に不利な差別がつけられる機会をつくるかも知れないというのだつた。委員会の注目、ブジスアベバのセミナーで採択された決議の一つに集中した。このセミナーの参加者は、男女が同一の教科をうけるようにすべきであり、少年少女に与える教育の機会に何らの差別があるべきではないとのべている。フランスとポーランドの代表は、民間団体と協力して、条約才2条、小節(a)ならびに勧告の関連事項が少年少女に同じ教科を保証するといういみで解釈され、適用されるのを注意して見守るのが委員会の義務であるとのべた。

160. 委員会は、婦人が教職に就くのを容易にするための可能な方法について討論した。数人の代表たちは、この職業において婦人が果している大きな役割を認める一方、いくつかの国では婦人教師が不足していることに注目し、教師の国際交流の効果的な計画について勧奨することを示唆した。また、数人の委員は、十分な給料が支払われれば、これからこの職業に就こうとする若い女子や婦人にとって、教職がもつと魅力的なものになるだろうとのべ、更

に、これと匹敵する養成期間に要する他の職業と比べて、若い世代の育成における教師の貢献にもかかわらず、社会は教職に対して十分な認識をもっていないとのべた。

161. 上級の地位に就いている婦人の数は男子の数よりかなり少ないというUNESCOの結論にかんがみ、数人の委員たちは、婦人を昇級適格者にする進んだ職業訓練の必要を指摘した。多くの委員たちは、若干の国々において既婚婦人の雇用に障害があることに注目した。出産休暇の規定等は、婦人が家族を養育しながら職業を続けて行くことを可能にするものである。教師の職業は家族に対する責任と充分両立しうるとするのが大体において一致した意見であり、その上、妻であり母である婦人教師はしばしば生徒たちの教育に無比の貢献をすることがあるとのべられた。

162. 数人の代表は、教育の機会がより多くなれば婦人はもつと公的生活に参加できるとのべた。多くの国では、読みかきのできることが選挙権の要件とはなつてはいないが、やはり教育のない婦人は社会に重要な貢献をすることはできない。ある代表は、教師が政治家になる例はしばしばみられるとのべ、たとえば自分の国では、国会議員の多くと選挙立候補者の数人は教師であるとのべた。

163. 討論中に委員会は、UNESCO代表ならびにイラク、イランのオブザーバーたちの意見を聴取した。また、次の非政府団体のオブザーバーからも意見発表があつた。

国際自由労連、国際キリスト教労組連合、全パキスタン婦人協会、国際刑法協会、国際婦人協議会、国際有職婦人クラブ、国際大学婦人協会、国際婦人法律家協会、国際婦人団体連絡委員会、汎太平洋東南アジア婦人協会、国際社会民主婦人協議会。

164. アルゼンチンとポーランドの代表が婦人の教職への機会に関する共同決議案(E/CN.6/L.320)を提出した。この決議案は、国連および専門機関加盟国に対し、婦人教師の完全な職業訓練と、教職部門での既婚婦人の差別待遇廃止のために法律上事実上の措置をとるよう呼びかけることを、経済社会理事会に要請するものであり、それに加えて、UNESCOおよびその他の関係専門機関がこの目的のために援助を与えるよう要請するものである。決議案提案者は、フィリピン代表を本人の要請によつて共同提案者に受け入れると発表した。討論の中で委員たちは、決議案の趣旨に対し一般的な同意を表明した。婦人が自由に且つ完全な機会をもつて教職に就くことに障害があること、およびこれらの障害を取り除くことが、特に発展段階にある国々にあつては教育の進歩に不可欠の条件であることが注目された。

165. アメリカ合衆国の代表は、次のような修正を口頭によつて提案し、それらはすべて提案

者の同意を得た。以下はその修正部分である。前文才1節の末尾に“加盟国政府およびその他の公式筋よりの情報に基づく (based upon information supplied by Member States and other official sources)”を加えること、経済社会理事会に採択を求める決議の前文才2節の“傾向 (tendency)”の語を“必要 (need)”ととりかえること、主文才1節の“関連加盟国…… (Member States of the United Nations …)”の語の前に“における教育当局 (educational authorities in……)”の語を入れること。アメリカ代表の説明によれば、才3の修正は教育の問題が主として個々の州の責任となつてゐる自分の国の状況を考慮に入れて立案したものであつた。ポーランドの代表は、次のような修正 (口頭) を提案し、他の提案者の同意を得た。すなわち、理事会に採択を求める決議の前文才3節中、“教育の進歩 (the advancement of education, …)”の語の前に“文盲をなくすための運動および (in the fight against illiteracy and)”を加えるというものである。フィリピン代表が、口頭によつて、主文才1節の“地位への平等な機会 (equal access to posts……)”の語の前に“同一賃金と在任研修および昇進の機会の平等 (equal pay and equal in-service training and promotional opportunities)”の語を含めるといふ修正案を提案し、提案者たちはこの修正を受け入れた。また、英国代表が次のような修正 (口頭) を行ない、同様提案者に受け入れられた。“婦人教師の社会的保護 (the social protection of women teachers……)”に始まる語句中、託児所 (creches)”の語の前にある“の設立 (establishment of)”の語を削ること、ならびに、本文才1節の終りに“加盟国間において教師を交換する機会を増大すること (to increase the opportunity for exchange of teachers between Member States)”の語を追加すること。

166. 才356次会議において、委員会は修正された決議案を17対1、棄権1で採択した。決議文は次のとおりである。

10 (XV) 婦人の教職への機会

婦人の地位委員会は、

加盟国政府およびその他の公式筋よりの情報に基づくユネスコの婦人の教職への機会に関する報告書 (E/CN.6/375) を高く評価して注目し、

経済社会理事会が、次の決議を採択するよう要請する。(才14章 決議案VA参照)

167. キューバ代表は、教育上の差別、とくに文盲問題に関する決議案 (E/CN.6/L.323) を提出した。この決議案は経済社会理事会に、各国が教育への支出予算を系統的にふやし、まだ無料の義務教育の原則がない所ではこれを取り入れ、同時に必要な学校を建てるよう、各国政府に勧告することを要請するものである。決議案はまたUNESCOに対し、発展過程にある国々の文盲追放に対する援助計画を遂行増進し、教育をうけ、また自国語による教科書をうる機会を増大する目的で諸国政府が行なうすべての自発計画および活動を勧奨すること、また、特に婦人の間に多い文盲について、これをなくすための運動の成果や計画中のことを才17回婦人の地位委員会に報告することを要請するものである。
168. 決議案を紹介するにあつて提案者は、婦人の、特に低開発諸国婦人の文盲問題の重要性を強調し、また、この問題は今回の会議で委員会が採択した議題才7項に当然含まれる問題であるとのべた。
169. ギリシャの代表は、決議案の趣旨や原則には全く賛成であるが、文盲に対する決議は今会議の議題の範囲内ではないと思うとのべ、更につけ加えて、委員会の次期会議に女子の初等教育への機会に関する報告書がUNESCOから提出され、一年後に農村地方の婦人の教育に関する報告書が提出されるはずであるから、この問題を充分検討するのはその後が適当であろうとのべた。この理由によつて、同委員はこの草案の審議延期を提案した。これに対して、決議案を支持し、特にアジスアベバのセミナー参加者が採択した決議、ならびに後進国の婦人の進歩のために行なう国連の援助についての総会決議 (A/RES/1509 (XV)) にかんがみ文盲問題の緊急性はすみやかな処置を必要としていゝと感じてゐる数人の代表が反対意見を表明した。

170. アメリカ合衆国の代表は次の口頭による修正案を提出し、原案提案者はこれを受け入れた。すなわち、“注目し (noting)”に始まる理事会決議案の前文才1節中、“条約 (Convention)”の語の後に“および勧告 (and the recommendation)”を入れる、主文才1節の“政府 (Governments)”の前に“加盟国 (Member)”の語を入れ、“および権限ある教育当局 (and the competent educational authorities)”の語を追加する、“各国政府にUNESCO総会で採択された教育上の差別に対する条約に加入するよう勧告する。(Suggests to Governments that they should accede to the Convention against discrimination in education adopted by the UNESCO General Conference)”という部分を削除し、“加盟諸国政府が、男女青少年に対し同一の課

程をとりうる機会を充分与えることによつて、教育上の差別はけるユネスコ条約及び勧告の諸規定を適用するよう、強く要望する。(Urges Governments of Member States to apply the provisions of the UNESCO Convention and Recommendation against Discrimination in education by providing full opportunities for young persons of both to take the same courses of study)"と置き換える、とする修正である。合衆国代表は、修正案提案理由として、才1に決議は同文書(条約と勧告)を認めるべきであること、才2に決議は委員会の権限内の問題について行なわれるべきで、そのため特に婦人の問題としての文盲問題に言及せねばならないこと、才3に決議は加盟国ばかりでなく、この問題を扱う権限を有する政府当局にも呼びかけるべきであるとのべた。更につけ加えて、UNESCOにあてた主文中の「要求する(requests)」の語は「要請する(invites)」と入れかえるべきであり、「婦人の間の(among women)」の語を「文盲追放における(in overcoming illiteracy)」のあとに加えるべきであると提案した。

171. この問題に関してUNESCOが準備する報告書を才何回の委員会に提出することができかねたについて、議論が行なわれた。質問に答えてUNESCO代表は、女子の初等教育に関する報告書は才16回会議に間に合うように準備中であり、農村婦人の教育に関する報告書は才17回会議に提出するだろうとのべた。意見交換の後、文盲についての特別の報告書は必要なく、また不可能でもあるという結論に達し、UNESCOは婦人の文盲追放活動の成果および今後の計画について、婦人に特に関係ある活動に関する次回報告書の一部としてこれを委員会に報告することに決定した。UNESCO代表は、「諸国政府が行なうすべての自発的計画及び活動を勧奨すること(to encourage all initiatives or action by states)」という語句に注目し、このような指導的機能はUNESCOの権限外であると指摘し、「すべての自発的計画を援助する...(assist all initiatives.....)」という言葉に置き換えることを提案した。これらの修正は、原案提案者に受け入れられた。

172. フランス代表は、主文才3節の「教科書(textbooks)」の語を限定する「母国語による(in the native languages)」という句に関し、多数の言語、または方言すらも使われている地域が多いことをのべ、更に「母国語」として正式に承認するにあつての尺度決定には、国家の必要と全住民の利益とを考慮に入れることが必要であると

のべ、「母国語による(in the native languages)」の語の前に「これが住民の利益に合致するならば(where this meets the interests of the population)」の語を入れることを提案した。キューバの代表がこの修正に同意した。その後キューバ代表は、理事会決議案の前文に次の節を追加することを提案した。

「理事会決議6520(XXIV)とUNESCO決議110/8.63を想起し、
「多くの国々、特に最近独立した諸国および未だ独立を達成しない諸国において、婦人の文盲率が高いことを認め、
「婦人の文盲の根絶は、婦人の公的生活への参加を促進する重要な一歩となると信じ、
「UNESCOのアフリカ、アジア、アラブ諸国における地域教育計画およびラテン・アメリカにおける初等教育の拡大改善のための主要計画に注目し、

173. 次に、キューバ代表はこれらの修正を組み入れた改正決議案(E/CN.6/L.3.23/Rev.1)を提出した。この文書についての討論の中で、英国代表は、主文才2節中「増加(increase)」の語の前の「系統的に(systematically)」を削除し「増加(increase)」の後に「できる場合には(where possible)」の語を加えること、および前文才3節の「および特に最近独立した諸国および未だ独立を達成しない諸国(and particularly those which have recently become independent or have not yet achieved independence)」の句を削除することを提議した。同代表は才1の修正点に関して、国連の決議には各国政府の財政政策に関する特定の指示を含めるべきではないとのべ、才2の修正点の提案理由として、文盲の問題はUNESCOの印刷物のみならず委員会の非委員国のオブザーバーの意見によつても証明されているように、単に領土領域あるいは新興独立国のみに限られた問題ではないからであるとのべた。キューバ代表は、この修正を受け入れた。

174. フィリピン代表は、「教科書(textbooks)」の語を使うことによつて決議の範囲が制限されることを指摘し、「すべての必要な教材(all necessary educational materials)」と言い換えることを提案した。この修正は提案者に受け入れられた。

175. 才356次会議で、委員会は改正決議案(E/CN.6/L.323/Rev.1)を修正どおり、賛成16、反対なし、棄権2で採択した。文書E/CN.6/L.329にある決議文は次のとおりである。

11(XV) 教育における差別待遇

婦人の地位委員会は、

経済社会理事会に次の決議に採択するよう要請する。(第14章、決議案 V B参照)

176. 中国代表は、決議案の主題は採択された議題の一部とは考えられないと思うので、この理由から、決議の趣旨には賛成だが棄権したとのべ、また、何らかの決議をするのであればそれに先立つてこの問題を充分討論することが必要であるとのべた。

第7章 結婚婦人の国籍

177. 委員会は第356次会議において議題第8を審議した。資料としては、結婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化についての事務総長覚書 (E/CN.6/254/Add.7) および、委員会の事業および国際的成果総覧に関する事務総長報告 (E/CN.6/372) 第4章が提出された。覚書には、事務総長がはじめて入手した国籍法および市民権法の抜粋と、結婚婦人の国籍に関する条約に対し1961年2月1日までに署名、批准または加入した国の一覧表が含まれている。

178. 数人の委員たちは、それぞれ自国の結婚婦人の国籍に関する立法が、結婚婦人の国籍に関する条約の原則とすでに一致していることをのべた。オーストラリア代表は、オーストラリア政府が1961年3月14日に条約加入書を寄託したことを報告した。アルゼンチン代表は、アルゼンチン政府は目下条約批准を早めるための必要な処置をとりつつあるとのべた。英国代表は、結婚婦人の国籍に関する条約はすでにボルネオを除く英国統治下のすべての地域で批准されていると報告した。

179. 委員会は、事務総長提出の文書を高く評価して注目した。

180. 国際婦人法律家協会のオブザーバーから意見発表があつた。

第8章 最近の人権委員会ならびに少数者の差別防止および保護に関する小委員会に出席した婦人の地位委員会代表の報告

181. 委員会は第356次会議で、議題第9を審議した。資料として、偏見および差別待遇除去に関する第2回民間団体国際会議についての事務総長覚書 (E/CN.6/381) が

提出され、また、国際大学婦人協会から意見書 (E/CN.6/NGO/114) が提出された。

182. 委員会は、第13回少数者の差別防止および保護に関する小委員会と、第17回人権委員会に婦人の地位委員会代表として出席したマリー・エレヌ・ルフオシユ夫人の口頭による報告をきいた。同夫人は、小委員会では政治的権利に関する討論に参加したこと、この問題は小委員会の重要な研究テーマであり、その研究に婦人の地位委員会の見解を考慮に入れさせる目的で出席したものであることを報告し、また、UNESCOが採択した教育上の差別に対する条約についての委員会の見解を伝えたことも報告した。また同夫人は、自国を離れる個人の権利の問題をとりあげた討論に参加したことを報告し、結婚婦人が夫の文書による許可なしでは自国を離れることができないという例が少なくないという事実で小委員会の注意をひいたことをのべた。ルフオシユ夫人は、人権委員会においては、同委員会の議題の数項目に対して婦人の地位委員会のとる立場を説明できたとのべた。最後に同夫人は、婦人の地位委員会が人権に関する定期報告を審議にとり入れてはどうかとの希望をのべ、この問題については民間団体が大きな貢献をすることができようとのべた。

183. 同委員会はルフオシユ夫人の報告に注目し、夫人の行なつた仕事に対して深い感謝の意を表した。

第9章 全アメリカ婦人委員会の報告

184. 委員会は、第356次会議において議題10を審議したが、全アメリカ婦人委員会からの報告書 (E/CN.6/382) が出され、メキシコ代表のマリア・ラヴァーレ・ウルビナ女史がその説明を行なつた。

185. 委員たちは、全アメリカ婦人委員会の活動に感謝の意を表した。二、三の代表は婦人の地位委員会は他の地域的な婦人の組織からの情報によって利益を得るであろうと考え、アメリカやアジアでも同様の団体を設置することが望ましいとのべた。

186. 委員会は、全アメリカ婦人委員会の報告に注目した。

第10章 通 信

187. 委員会は、第356次会議において議題第11を審議した。経済社会理事会の決議76(V) (同決議304(XI)の修正による)にしたがって、婦人の地位に関する通信は事務総長によって非機密リスト(E/CN.6/OR/13およびE/CN.6/OR/14/Corr.1)と機密リスト(SW/Communications List, 仮B)として要約されていた。
188. 非機密リストは通信特別委員会によって検討され、その報告(E/CN.6/L.327)は第356次会議において全会一致で承認された。
189. 非公開会議において、委員会は通信の機密リストを受けとり、これに注目した。

第11章 委員会委員の増員

190. 委員会は第357次会議において、議題第12を審議した。オーストラリア、アルゼンチン、フランス、ギリシャ、イスラエル、メキシコおよびフィリピンの代表は、婦人の地位委員会の委員を21人に増員することを経済社会理事会に要請する決議案(E/CN.6/L.325)を提出した。
191. この決議案についての討論の中で多くの代表から、国連加盟国の増加にかんがみ、国連機関、ことに経済社会理事会の機能委員会の委員の増員が望ましい旨の発言があった。多数の国家が独立を勝ち得た結果として、過去1年間に委員国をふやした他の国連機関および専門機関の実例がだされた。国連の他の機関の委員増加が目下考慮中であることも注目された。新加盟国が委員会に参加することは、より多くの地域の婦人の地位を改善するばかりでなく、新加盟国が新しい問題や考え方をもって委員会の活動に協力するならば、委員会の仕事にも利することになろうと考えられた。幾人かの委員たちは、発展途上にある加盟国には、委員会の仕事に参加する機会が与えられるべきで、このことがこれらの国々の婦人の地位向上を促進することになるであろうとのべた。しかし、幾人かの代表は、異なる地域の地理的に衡平な代表選出が保証される場合のみ、新加盟国の委員会参加は望ましいと思うとのべた。
192. 英国代表は、決議案には賛成であるが、経済社会理事会の機能委員会の委員数を決めることは、経済社会理事会の自由に委せられるべきであるから、決議には委員の特定数について何ら言及すべきではないとのべ、主文第1節の「21人まで(to twenty-one)」

を削除することを提案した。決議案提案者はこの提案を受け入れた。フィリピンの代表は、組織をあまり大きくすることは好ましくないとのべ、実際活動のためには、委員数を決議案原文に示された程度とすることが得策であり、このことを経済社会理事会は委員国をふやすにあたって、念頭におくべきであるとのべた。

193. ポーランド代表は、前会議においてアフリカの国連加盟国が婦人の地位委員会の委員国となることを希望する旨の決議が全会一致で採択されていることをつけ加えることを提案し、数人の委員がその意見を支持した。決議案の提案者は、「決議1(XIV)を想起し(Recalling its resolution 1(XIV))」という新たな一節を前文に加えることに同意した。ポーランド代表はまた、委員会に代表を出していない地域、特にアフリカから委員国を出す必要があることを強調する一節を本文中に加えることを提案した。幾人かの委員は、委員国への立候補は個々の国連加盟国がすべきことであり、従って、決議の中で特定の国家群に対して特別の配慮を示すのはまちがいであるとのべた。これに関連して、理事会第30回会議において1960年の委員会決議案IIAが採択されなかつたことがのべられた。オーストラリアの代表は、理事会決議の前文に、「委員会に衡平な地理的代表性を確保することが望ましいことに留意し(Bearing in mind the desirability of ensuring equitable geographical representation on the Commission.)」という一節を加えることを提案した。この一節を加えることは決議案の提案者に受け入れられた。ソ連代表は、理事会決議に、委員会の新しい議席はまだ委員会に代表を送っていない世界の地域の新興独立国の代表が占めるべきであるとのべたことを提議した。この意見は、チェコスロヴァキアとキューバの代表に支持された。ソ連代表はまた、世界の異なる社会体制からの代表選出に言及することが望ましいことを強調し、この趣旨の公式修正案を提出した。数人の委員たちは、いろいろな国連機関の例をあげて、これらはすべて社会体制よりも政治形態に基礎を置く構成をとつているとのべた。

194. イスラエル代表は、オーストラリアが提案した追加文は、委員会決議の前文と経済社会理事会決議案の前文第1節に入れるべきであると提案し、同時に、多くの代表たちが衡平な代表性という考え方に重要性をおいていることにかんがみ、「代表性(representation)」の前の「より広い(a wider)」の語を「衡平な地理的(an equitable geographical)」の語に置き換えることを提議した。オーストラリアの代表と決議案提案者が、これらの修正を受諾した。

195. ソ連代表は、自国の修正案に対し票決を主張せず、理事会決議の前文第1節の「世界

(world) の語の後に新たな語句を加えるという修正を口頭で提案した。その語句は次のとおりである。*および、委員会の仕事にまだ参加したことのない諸国 (as well as those who have not as yet participated in the work of the Commission.) * 同代表は、委員数がふれば、当然現在委員会に代表を出していない地域の新加盟国から代表を選出すべきであるとの考えに基づいてこの提案を行なったものであるとのべた。しかし、数人の委員は、どの国を新しい委員国に加えるかを決定するのは委員会の権限ではないと考えた。一人の委員は、以前に委員国となっていた国々を除外するのは妥当ではないとのべた。ソ連代表の修正は提案者の受諾するところとならず、委員会はこれを別個に票決に付した。第357次会議において、この修正は13対4、棄権1で否決された。

196. 事務局長代理は、この決議案が委員会および経済社会理事会に採択された場合の財政的関連について説明した。

197. 英国代表は、委員国の増加がもし希望どおり経済社会理事会によつて決定されたならば委員会担当の事務局員をふやす必要があることを指摘した。

198. フィリピン の代表は、委員会の今後の仕事を進める上に、各地域から、ことにその会期に委員国を出していない地域から、専門家をオブザーバーとして出席させることがのぞましい、とのべた。

199. 第357次会議で、委員会は決議案 (E/CN.6/L.325) を修正どおり全会一致で採択した。決議案は次のとおりである。

12 (XV) 婦人の地位委員会の委員

婦人の地位委員会は、

決議1 (XIV) を想起し、

婦人の地位委員会に衡平な地理的代表性を確保することが望ましいことに留意し、

経済社会理事会に次の決議を採択するよう勧告する。

(第14章、決議案VI参照)

第12章 委員会の事業および国際的成果総覧—— 計画の査定——事業計画の検討と優先審 議事項の設定——文書作成の統制と制限

200. 委員会は第358次および第359次会議で、議題第13を審議した。委員会には、事務総長によつて用意された次の文書が提出された。すなわち、委員会の事業および国際的成果総覧 (E/CN.6/372 and Corr.1) 経済・社会・人権部門における計画の査定 (E/3347/Rev.1) 、事業計画の検討、優先審議事項の設定および文書作成の統制と制限 (E/CN.6/378 and Add.1) 、事業計画の検討および優先審議事項の設定に関するワーキング・ペーパー (E/CN.6/L.326) (これは第14回および第15回委員会での決定に基づいて作成された優先審議事項一覧表の事務総長案である。) また、国際婦人協議会 (E/CN.6/NGO/105) と国際大学婦人協会 (E/CN.6/NGO/114) からそれぞれ意見書が提出された。

201. 委員会はまず、事務総長が準備した委員会の事業、および国際的成果総覧 (E/CN.6/372 and Corr.1) について討議した。すべての委員たちは、簡潔明瞭な形で委員会の歴史をつまびらかに示し、委員会が行なつた研究と事業の成果を列挙したこの極めて有益な文書に対して、感謝の意を表した。二、三の委員は、この報告書は印刷物にして発行し、広く配布すべきであると考え、これをごくわずかの価格で、政府機関や民間団体または婦人の地位の向上のために働いている個人たちのために役立てるべきであるとのべた。一人の代表は、もしそれを印刷物の形で出すことが決まった場合には、委員会の機械、その権限および活動の方法について概略をのべた序文をつけてはどうかと提案した。もう一人の委員が、決議文の載っている報告書は全読者の手にはいりにくいので、この文書の中に、記号で示してある決議の本文が引用してないのは遺憾であるとのべた。またもう一人の代表が、このすぐれた文書は、ひろく一般に読まれる大衆的な文書ではなく、むしろ委員会の委員やその問題に詳しい人々のための手引のようなものであるとのべた。

202. ソ連の代表は、委員会の決定が各国の立法と実際の上に与えた影響についての情報をこの文書に入れるのも有益と思うとのべた。

203. 国際有職婦人クラブ連合会のオブザーバーが口頭で意見をのべ、事務総長の準備した報告書に対し感謝の意を表した。事務総長に対し、*委員会の事業および国際的成果総覧* (E/CN.6/372 and Corr.1) のしつかりした改訂版を将来適当な時期に出

すことを目標にして、毎年、追加資料の形でこれを更新するよう依頼することに大体意見が一致した。

204. 次に委員会は、その事業計画および優先審議事項の設定に関する文書を審議した。事務総長作成のワーキング・ペーパー（E/CN.4/L.326）について特に多くの討議が行なわれた。

205. 英国代表は、信託統治地域および非自治領の婦人の地位に関する事務総長の報告は、ある年はその一方が委員会に提出され、翌年はもう一方が提出されるというように、それぞれ一年おきにしてずらしてはどうかと提案した。同代表は、非独立地域数の急速な減少にともなう、これらの報告書に入れる情報が少なくなっており、その準備のために毎年時間を費す必要はなくなつたと思うとのべた。

206. 英国代表はまた、結婚婦人の国籍に関する事務総長の追加報告書の作成は、これを二年目毎とすることを提案した。

207. ソ連代表は、委員会の将来の事業計画の中に次の項目を入れることを提案した。

1. 母子の保護を含めて、婦人の社会的権利の研究
2. 失業の問題を含む、婦人の雇用の問題
3. 後進国の婦人の進歩に対する国連の援助
4. 委員会の採択した種々の決議の国内段階における影響の調査

208. 後進国の婦人に対する国連の援助に関するソ連代表の提案に関連して、経済社会理事会決議774(XXX)に従つて、事務局長はすでに報告書の準備にとりかかつており、これは早い時期に理事会および委員会に提出される予定であることが同代表に伝えられた。その後この報告書を委員会第16回会議の事業計画に含めることに意見が一致した。

209. 討論の間に、ソ連の代表は、失業の問題はすでに今会期で採択された婦人の経済的権利に関する決議7(XV)に含まれているので、あえてこの問題を取りあげることに固執しないとのべた。また同代表は、種々の委員会決定の国内段階における影響についての調査に関する同代表の提案については、即決をせまらず、今後経済社会理事会を通して特定の事項について諸政府に勧告を行なう際には、このことを念願においてはしと、委員たちに要望した。

210. 第1の提案に関してソ連代表は、委員会決議4(XII)(経済社会理事会決議6800(XXVI))によって承認済み)に言及した。その決議の中で理事会は、パリの国際児童中央会が行なつた託児所に関する調査の結果報告が委員会の将来の会議に提出されるよう希

望を表明している。同代表は、国際児童中央会がその調査の結果報告を委員会第16回会議のための資料として事務局に提出するよう依頼することを提案した。

211. ソ連代表はまた、母子の保護、婦人の医療保護、婦人労働者の保護等の婦人の社会的権利の他の面に触れ、婦人労働者の保護の問題はILOの婦人に特に関係ある活動に関する報告書に含められてもよいと思うとのべた。

212. ソ連代表はまた、委員会の事業計画の中に、前節で挙げた小項目を内容とする婦人の社会的権利の研究を、優先的継続事業として含めるべきであると正式に提案した。この提案についての討論の過程で、数人の委員は、これらの問題は事業計画にのぼっている他の研究、特に経済部門の研究中にすでに含まれているとのべた。二、三の委員は、提案された項目を含めることは委員会をその権限から逸脱させ、また、社会委員会の事業との重複をきたすと思うとのべた。他の二、三の委員は、ソ連の提案を支持し、これは委員会がこれまで十分に研究したことのない、婦人の地位の最も重要な一面に関係するものであると強調した。

213. ソ連の提案は票決に付された。第359次会議において、委員会は13対4、棄権1をもつてこれを否決した。

214. 次に委員会は、国際児童中央会による調査の研究を、婦人の経済的権利および機会の小項目(III)として、優先的特別計画の中に含めることを決定し、また、結婚婦人の国籍に関する追加報告の審議は隔年とするという英国の提案を受け入れることも決定した。

215. ソ連代表は、信託統治地域および非自治領における婦人の地位に関する報告書についての英国の提案に反対した。同代表は、「植民地および住民の独立附与に関する宣言」を含む総会決議1514(XV)にかんがみ、委員会はこの事項の審議に間をおくことによつて、まだ独立していない地域の住民に対する関心がうすれているようにみられてはならないと思うとのべた。

216. 英国代表の提案は票決に付された。第359次会議において、委員会は14対0、棄権4をもつてこれを採択した。

217. ボーランド代表は、将来の会議で委員会は家庭における婦人の仕事の改善の問題を取りあげ、家庭経済問題などの研究に着手してはどうかとの示唆を行なつたが、この趣旨の正式な提案は行なわなかつた。

218. 第345次会議において、委員会は、人権委員会が第17回会議における決議(3(XVII))の採択によつて、世界人権宣言(E/CN.4/810 and Add.1, E/CN.4/811 and Add.1~2)の宣言する諸権利の尊重を確保するため

の措置に関する定期報告の概要を、婦人の地位委員会に、会議資料として伝達することを決定したことが伝えられた。二、三の委員は、この決定に満足の意を表しながらも、今会期は議題が多いので、3年毎のその報告に今回は適切な審議を加えることはできないと思うとのべた。オス47次会議において、委員会は人権委員会の決定を感謝をもつて注目することを決定し、人権に関する3年毎の報告に関係する一項目をオ16回会議の仮議題に含めることを決定した。

219. フィリピン、およびアメリカ合衆国代表による決議案(E/CN.6/L.328)が提出された。これは、婦人の地位委員会が、婦人の政治教育に関するパンフレットを改訂・再版する計画を討議するに際して、婦人がまだ政治的権利をもたない国々からの参加を重要視していることを、これら諸国政府につたえるよう、事務総長に要請するものであり、また改訂草案が審議される予定の会議には、非委員国からもオブザーバーを派遣することができるようにという希望を表明したものである。

220. 討論中に、この決議案の本文に対する修正が提案された。原案提案者はこれを認め、本文を次のように修正した。

「婦人がまだ政治的権利をもたない加盟諸国の政府が、婦人の政治教育に関するパンフレットの改訂草案が審議される予定の婦人の地位委員会の会議にオブザーバーを派遣することができるよう希望を表明する。」

221. オス58次会議において、委員会は決議案を修正どおり全会一致で採択した。決議文は次のとおりである。

13 (XV) 事業計画

婦人の地位委員会は、

委員会の開催にさいし、非委員国である加盟諸国からのオブザーバーの出席をうることは、とくにこれら諸国の状況についての専門知識を要する問題の審議に際して、その協力の大きいことを高く評価し、

婦人の政治的権利に関するパンフレットの改訂案がおそらくオ17回会議において審議されるはずであり、これは婦人がまだ選挙権および公職に選出される権利をもたない国々においては特に有用であることに注目し、

委員会は、パンフレットの改訂案の審議に際して、これら諸国からのオブザーバーの参加によって大いに益するもののあることを信じ、

婦人がまだ政治的権利を持たない加盟諸国政府が、婦人の政治教育に関するパンフレット

の改訂案が審議される予定の婦人の地位委員会の会議に、オブザーバーを派遣することができるよう希望を表明する。

222. また、フランス、ギリシャ、英国代表から決議案(E/CN.6/L.330)が提出された。この決議案の本文は次のとおりである。

・婚姻解消および法定別居の条件および効果についての研究に着手することを決定する。

・事務総長が関連または専門機関の加盟国政府に、婚姻解消および法定別居に関する質問書を送り、この情報にもとづいて、できれば委員会第17回会議にそなえて報告書を準備するよう要請する。

223. 提案者は決議案を説明して、これはもちろん委員会が離婚の原則に關して何らかの立場をとることを期待するものではなく、自分たちの提案した研究は単に国内法の規定に関する各国政府からの情報にもとづいて、婚姻解消の条件と効果に関する法律の規定をしらべようというものであるとのべ、提案者の一人が、離婚の問題はキリスト教徒の婚姻に限定して審議すべきではないと付け加えた。

224. ギリシャの代表は、決議本文の2つの節のそれぞれにある・婚姻の解消(dissolution of marriage)・の語の後に、・婚姻の取消(the annulment of marriage)・の語を加えることを提案した。共同提案者は、この提案を受諾した。

225. 討論中に、アルゼンチン、コロンビアおよびフィリピン代表は、委員会が婚姻に関する条約案を採択したと同じ会期中に、離婚に関する決議を採択するのは、おそらく時宜を得ていないのではないかとのべた。これらの代表はまた、もし委員会が離婚を含めての婚姻解消の研究に着手することを決定するのであれば、提案者ののべたとおりの意図がはつきり了解されねばならないと強く感じた。

226. これらの代表の意見に従って、決議案の提案者は、本文第1節の・条件と効果(conditions and effects)・の語の前に・法律上の(legal)・の語を加えるべしとするコロンビア代表の提案を受諾した。コロンビアとフィリピンの代表は、この修正に満足である旨をのべ、この修正があれば自分たちもこの決議案を支持できるとのべた。

227. 第358次会議において、この決議案(E/CN.6/L.330)は修正どおり17対0、棄権1で採択された。決議文は次のとおりである。

14 (XV) 事業計画

婦人の地位委員会は、

世界人権宣言第16条に、男女が婚姻および婚姻継続中のみならず、婚姻の解消において

も平等の権利を有するとあることに注目し、

委員会が第14回及び第15回会議中に行なつた婚姻の条件に関する事業の成果を考慮し、
家族法に関するこれまでの事業を想起し、

婚姻解消、婚姻取消および法定別居の法的条件および効果についての研究に着手することを決定する。

事務総長に対し、婚姻の解消、婚姻取消および法定別居についての質問書を国連加盟国あるいは専門機関加盟国の政府に送り、この情報にもとづいて、もし可能ならば委員会の第17回会議のために報告書を準備するよう要請する。

228. 第359次会議において、委員会は事業計画および優先審議事項の設定(E/CN.6/L.326)につき、以上203項から227項までに記した変更を付してこれを全会一致で採択した。

229. 委員会が採択した事業計画は、以下のとおりである。

I 優先的継続事業

(a) 婦人の政治的権利

- (I) 婦人の選挙権および被選挙権に関する事務総長年次覚書(経済社会理事会決議120A(VI))
- (II) 信託統治地域における婦人の地位に関する事務総長覚書(E/3228第150節

E/CN.6/378 第5節および第6節)

(b) 人権の分野における助言サービス

- (I) 事務総長の状況報告(OA決議926(X))
- (II) 家族法上の婦人の地位に関する1961年セミナーの報告

(c) 同一労働同一賃金

「男女同一労働同一賃金」に関するILO条約(E/3360、第137節および第148節)の署名、批准状況を含む、各国政府の同一労働同一賃金の原則実施状況報告、および婦人の雇用に関係あるILOの他の活動の情報(決議7(XV))

(d) 私法上の婦人の地位

家族法および婦人の財産権に関する法制および慣行に関する事務総長追加報告(ECOSOC決議547F(XVIII))

(e) 委員会の事業および国際的成果総覧

事務総長追加報告(E/3464 第203節)

(f) 婦人の地位に関する年2回のニュースレター

(E/1712 第93節, E/1997 第123節 および, E/3360 第24

節)

II 優先的特別計画

(第16回会議のための)

(a) 婦人の政治的権利

少数者の差別防止および保護に関する小委員会のために、特別記録係の準備すべき政治的権利における差別の報告(E/3464 第23節)

(b) 婦人の教育の機会

婦人の初等教育への機会に関するUNESCO報告(E/3360 第140節および第145節)

(c) 婦人の経済的権利および経済的機会

- (I) 女子の職業指導および職業訓練に関するILO報告(ECOSOC決議771E(XXX))
- (II) 退職年金および年金権利に関するILO報告(ECOSOC決議771F(XXX))
- (III) 託児所についての国際児童中央会の調査に関する事務総長報告(ECOSOC決議6800(XXVI)、E/3464 第214節)
- (d) 後進国の婦人の進歩に対する国連援助：経済社会理事会に対する事務総長報告書(ECOSOC決議771H(XXX)、および総会決議1509(XV))

(e) 私法上の婦人の地位

婦人の地位に関係ある相続法に関する事務総長報告(決議10(XIV))

(f) 人権に関する定期報告

(E/346 第218節)

III 非優先事業計画

(第17回以後の委員会のための)

(a) 婦人の教育の機会

- (I) 第17回会議のための農村地域の婦人の教育に関するUNESCO報告(決議10(XIV)およびECOSOC決議801(XXX)の付録)
- (II) 第17回会議のための文盲根絶計画(決議10(XV))に関する情報を含む、婦人に特に関係あるUNESCO活動に関するUNESCOの状況報告

(b) 婦人の経済的権利および経済的機会

- (I) 主な専門的技術的分野における婦人の職業進出状況に関する事務総長報告、ILOおよびUNESCO決議652E(XXIV)および委員会決議8(XV))
- (II) 他の職業分野の研究計画を含むILO報告(決議8(XV))
- (III) 婦人のパートタイム労働に関するILO報告および事務総長報告(決議6(XV))

(c) 婦人の政治的権利

(i) 婦人の市民・政治教育に関するパンフレット改訂版の草稿を含む事務総長報告（決議 1 (XV)）

(ii) 第17回会議のための非自治領における婦人の地位に関する事務総長報告（E/3228 第150章、E/3464 第215節）

(d) 私法上の婦人の地位

婚姻解消、婚姻取消および法定別居に関する事務総長報告（決議14 (XV)）

(e) 結婚婦人の国籍

第17回会議のための結婚婦人の国籍に関する最近の立法の変化についての情報を含む事務総長追加報告（E/2850 第182節、E/3464 第214節）

第13章 報告書の採択

230. 第360次会議において、婦人の地位委員会は経済社会理事会は対する第15回会議報告書を全会一致で採択した。

第14章 経済社会理事会の採択を 求める決議案

I 委員会報告

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会（第15回会期）の報告書に注目する。

II 人権の分野における助言サービス計画

経済社会理事会は、

1960年の婦人の公的生活参加に関するセミナーの報告書（文書ST/TAO/HR.9）、とくにその第60節、61節および62節に対して、世界保健機関の注意を喚起し、世界保健機関が、今なお多数の婦人に対して行なわれている慣行に関し、その医学的な面の研究を行なうことによつてアメリカの婦人が表明している希望にこたえうと考えるや否や

を経済社会理事会に報告することを要請する。

III 私法上の婦人の地位

A

結婚の承諾、結婚の最低年齢および結婚の登録

条 約 案

経済社会理事会は、

結婚の自由な承諾、結婚の最低年齢及び結婚の登録に関する国際条約を、関連の主唱のもとに締結することは、時宜に適すると考え、

総会に対し、結婚の自由な承諾、結婚の最低年齢および結婚の登録に関する次の前文及び主文条項を含む国際条約の採択を勧告する。

結婚の承諾、結婚の最低年齢及び結婚の登録

条 約 案

締約国は、

国連憲章に従い、すべての人の人権と基本的自由が、人種・性別・言語および宗教の別なく尊重遵守されるよう希望し、

世界人権宣言第16条に、

「(1)成年の男女は、人種、国籍または宗教によるいかなる制限も受けないで、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻するに当つても、婚姻の継続中であつてもまた婚姻の解消に際しても、平等の権利を有する。

(2)婚姻は、配偶者となろうとするものの自由かつ完全な同意のみによつて成立する。」とあることを認め、

国連総会が1954年12月17日の決議843 (IX)において、結婚や家族に関する習慣、古い法律および慣行のあるものは、国連憲章や世界人権宣言に諱われた原則に矛盾することを宣言し、非自治領及び信託統治地域の行政の責任を有する政府も含む諸国政府に対し、このような習慣、古い法律および慣行を廃止し、とくに配偶者選択の完全な自由を保障し、児童結婚や成人前の少女の婚約を排除し、必要な場合は罰則を設けすべての結婚の民法上又はその他の登録制度を作るように促したことを想起し、ここに次に規定するところに同意する。

第 1 条

両当事者の完全で自由な承諾のない結婚は、すべて法律上成立しないものとする。この承諾は当事者本人が結婚を主宰する権威および法の定める証人の前で表明しなければならない。

第 2 条

この条約の当事国は、結婚の最低年令を定める法的措置をとらねばならない。何人も、この年令以下においては法律上の結婚をすることができない。但し、権限ある当局が夫婦となろうとするものの利益にしがたい、重大な事由により、年令について特別免除を認めた場合はこの限りでない。

第 3 条

すべての結婚は権限ある当局によって適当な公式の登録が行なわれなければならない。

B

結婚の承諾、結婚の最低年令および結婚の登録

勸 告

経済社会理事会は、

世界人権宣言第 16 条に従い、成年の男女が結婚し家庭をもつ権利を有し、又男女は結婚について平等の権利を有すること、そして結婚は両当事者の自由で完全な承諾のみにもとづいて成立すべきであることを認め、

1954 年 12 月 17 日の総会決議 843 (IX) を想起し、更に 1956 年の奴隷制度奴隷売買及び奴隷制度に類似の制度並びに慣行の廃止に関する条約第 2 条に、結婚の年令、結婚の承諾及び結婚の登録について一定の規定を作っていることを想起し、

又、憲章第 6 条第 2 項によつて、経済社会理事会はすべての者の人権と基本的自由の尊重および遵守を助長するために勧告を行なうこと、又憲章第 6 条により、経済社会理事会は、理事会の勧告と理事会の権限に属する事項に関する総会の勧告とを実施するためにとられた措置について報告をうけるため、国際連合加盟国と取りきめを行なうことができることも想起し、

I 既存の立法その他の方法によつて規定されていない場合は各国はその憲法上の手続きに従い、次の諸規定に効果を与えるために必要な立法的またはその他の措置をとるよう勧告する。

1. 両当事者の完全で自由な承諾のない結婚はすべて法律上成立しないものとする。この承諾は、当事者本人が、声に出し、公けに結婚を主宰する権威および法の定める証人の

前で、表明しなければならない。

2. 15 才以下のものの結婚は法律上成立しないものとする。

但し、権限ある当局が、夫婦になろうとする者の利益に従い、重大な事由により年令について特別免除を認めたときはこの限りでない。

3. すべての結婚は権限ある当局によつて適当な公式の登録が行なわれなければならない。

I 各加盟国は、本決議にかかる結婚の自由な承諾、結婚の最低年令及び結婚の登録に関する勧告を、立法その他の措置を管轄する当局にできるだけ早く、できれば本勧告採択後 18 か月以内に提出するよう勧告する。

II 加盟国は本勧告にしたがい本勧告を権限ある当局に提出すべく行なつた処置について、措置後なるべく早く、権限を有する当局及びその当局の行なつた措置に関する詳細を付して、事務総長に通報するよう勧告する。

IV 加盟国は本勧告の取扱い問題について、自国の法律や実際の状況を三年目の終りに、以後 5 年毎に、事務総長に報告し、これには勧告条文がどの位効力をもち又はもたせるつもりか、あるいは条文を採用又は適用するためにはどのような改修が必要かなどをのべることを勧告する。

V 事務総長に対し、諸国政府から受けとつた報告を内容とする文書を婦人の地位委員会のために作成するよう要求する。

VI 婦人の地位委員会は、本勧告に従つて諸国政府から受領した報告書を研究し、その結果を適当と思われる勧告と共に経済社会理事会に報告するよう要請する。

VII 総会が以下の決議案を採択するよう勧告する。

因連総会は、

因連憲章第 60 条により、経済的社会的国際協力に関する因連の任務を果す責任は、総会および総会の権威のもとに、経済社会理事会に課せられていることを想起し、

経済社会理事会が、決議 において、結婚の承諾、結婚の最低年令および結婚の登録に関し因連加盟国政府に対して勧告を行なつたことに注目し、

経済社会理事会の決議 によつて行なわれた勧告ととりきめに賛同する。

IV 婦人の経済的権利と経済的機会

A

雇用と職業における差別待遇

経済社会理事会は、

諸国政府に対し、雇用と職業における差別待遇に関する条約第111号を批准するよう、あるいは同条約に関し他の適当な措置をとるよう勧告した1959年7月30日の決議728D (XXVII) を想起し、

また、既婚婦人の公職の機会に関する1960年7月25日の決議771B (XXX) をも想起し、

雇用と職業に関する婦人の差別待遇を可及的速かに除去する必要を認め、

雇用と職業に関する婦人の差別待遇を生ずる重要な要因としての社会の態度を改める措置をとることが重要であることを強調し

1. 国連および専門機関加盟国政府が、雇用と職業のすべての部門における、既婚婦人および婚約中の婦人を含む婦人の働く権利の制限を除去するために、必要な措置をとることを勧告する。
2. ILOに対し、雇用と職業に関する婦人の差別待遇についての研究を継続し、この種の一切の差別待遇を除去する方法について更に考慮を払うよう要請する。
3. さらにILOがこの問題に関連して、各国の雇用と職業に関する婦人の差別待遇が、これらの国々におけるすべてのまたは若干の社会福祉給付とくに母性保護給付の経費が使用者のみの負担となっており、公的基金あるいは他の社会的とりきめ、とくに既存の社会保障制度及び社会福祉サービスから賄なわれていないという事情に、どの程度起因するかという問題を研究するよう要請する。

B

婦人の雇用機会の拡大

経済社会理事会は、

多くの国において、婦人は賃金を支払われる労働につく機会が極めて限られており、とくに資格に応じた就職の機会が少ないことに注目し、

多くの国において国民経済の成長を促進する諸方策がとられていることを念頭におき、この点から若干の国では婦人に対する差別待遇の除去および機会の拡大に努力が払われていることを認め、

婦人の雇用に関するILOの活動に注目し、

決議652E (XXIV) および771 (XXX) を想起し、

1. 諸国政府が婦人の雇用の問題に特別の注意を払い、働くことを希望する婦人が、資格と能力に応じた雇用をうる機会を促進するためにできるだけの方策を行なうよう勧告する。

2. ILOが同一賃金及び関連事項に関する婦人の地位委員会への定期報告書の補足として、婦人の雇用に関係のあるILOの他の活動、とくに産業別委員会、婦人労働問題コンサルタント会議等の事業についての入手しうる統計及び情報を付け加えるよう要請する。

O

婦人に適用される税法

経済社会理事会は、

婦人の地位委員会が第13会期と第15会期において文書E/CN.6/344及び補遺1と2を、第11会期において文書E/CN.6/297を審議研究した結果にもとづき、結婚婦人に対する税法上の差別待遇に関して表明した見解に注目し、

多くの国で現在実施されている夫婦の合算課税制度のために、有配偶者に対する課税が独身者よりも高率になるという結果を生じ、ひいては婦人が雇用に就こうとする意欲をそがれ、また法律上の結婚をちゅうちよする傾向を生じていることを考慮し、

婦人の労働の報酬は男子と同等であるべきであり、結婚し家庭を作る権利が税法のために妨げられるべきでないという基本的原則を確認し、

1. 加盟諸国が勤労収入の課税に関して事実上も法律上も男女に平等な待遇を与えるという観点から、有配偶者の課税に適用されている国内法を再検討する必要があることに諸国の注意を喚起する。
2. 加盟国がこの原則の実施を望ましいと考え、個人課税の規定を設けるか、あるいは夫婦の自由意志によって、合算課税かそれぞれの収入に対する別課税なのいずれかをえらばせるという規定を設けるよう要請する。

V 婦人の教職への機会

経済社会理事会は、

決議722E (XXVII) を想起し、

現在婦人が教職において重要な役割を果たしていること、また多くの国で教員の補充に際しますます多くの婦人が求められていることを考慮し、

婦人が教育的業務に参加することは後進国の文盲をなくすための運動および教育の進歩にとって基本的な条件であると考え、

とくに婦人の間に就職希望の多い教師の職業に対して、婦人が男子と同等の条件で充分な機会をうるには未だ障害があることに注目し、

1. 国連および専門機関の加盟諸国文部当局が、法律上事実上次のことを確保するよう要求する。

- (a) 十分な資格を持つ婦人教員を早急に養成するための婦人教員の完全な職業訓練
- (b) 同一賃金と、研修及び昇進の機会の平等
- (c) 責任と権限のある地位につく機会の平等と資格の平等
- (d) 婦人の雇用および再雇用の障害を除くことにより、また婦人教員が未だ少数である国々では、婦人が教職につく機会を増大することによつて、教職就職における結婚婦人の差別待遇をなくすこと
- (e) 母親である婦人教員の社会的保護（出産休暇、家族手当、託児所等）
- (f) 男女教員に、教師という重要な職業にふさわしい経済的社会的地位を与え、加盟各国間において教師を交換する機会を増大すること

2. また、ユネスコと他の関係ある専門機関がこの目的達成のため、加盟国に援助を与えるよう要請する。

B

教育における差別待遇

経済社会理事会は、

第11回ユネスコ総会において採択された教育上の差別に対する条約および勧告を高く評価して注目し、

決議6520 (XXXIV) とユネスコ決議110/8・63を想起し、

多くの国々で婦人の文盲率が高いことを認め、

婦人の文盲の根絶は、婦人の公的生活への参加を促進する重要な一歩となると信じ、

ユネスコの 아프리카、アジア、アラブ諸国における地域教育計画およびラテンアメリカにおける初等教育の拡大改善のための主要計画に注目し、

1. 加盟諸国政府が、男女青少年に対し同一の課程をとりうる機会を充分に与えることによつて、教育上の差別に対するユネスコ条約および勧告の諸規定を適用するよう、強く要望する。

2. 加盟各国政府および教育に権限ある当局が、文盲の問題に特別な注意を払い、必要な措置をとるよう勧告する。

すなわち、

- (a) できれば、教育のための予算を増額すること。

- (b) 無料の初等義務教育の原則がないところでは、これを取り入れること、また同時に必要な学校を建てること。

3. ユネスコに対し、次のことを要請する。

- (a) 後進国における婦人の文盲追放運動を援助する計画を着実に押し進め発展させること。
- (b) 婦人が教育を受け、またすべての必要な教材を入手する機会を増大する目的で諸国政府が行なうすべての自発的計画および活動を援助すること。そしてもしそれが住民の利益に合致するならば、母語語によつて教育を行なうこと。
- (c) 婦人の文盲追放運動の成果や計画中のことについて、婦人の地位委員会に報告すること。

Ⅶ 婦人の地位委員会委員の増員

経済社会理事会は、

国連総会が、国連設立以後における加盟国の増加にかんがみ、衡平な地理的代表性をえて、世界の異つた地域からできるだけ多くの加盟国がこれら諸機関の組織と事業に参加し、殊に経済社会理事会の機能委員会に協力しうよう、諸機関の委員数を増加することが望ましいことを認め、この趣旨の多くの決議を行なっていることに注目し、

婦人の地位委員会が1951年に委員国を18と定めた時以来、国連加盟国がかなり増加して来ていることを喚起し、

- 1. 婦人の地位委員会の委員数を増加すべきことを決定する。
- 2. 第32回会談において婦人の地位委員会に新しく加えられる委員国を選出することを決定する。

付 録 I

婦人の地位委員会第15回会議のために作成された文書一覧

- A/4407 婦人の政治的権利に関する憲法、選挙法、その他の法的措置：事務総長覚書
- E/3347/Rev.1 経済・社会・人権分野における計画の査定
- E/CN.6/254/Add.7 結婚婦人の国籍：事務総長覚書
- E/CN.6/343/Add.5 婦人の職業進出状況、おもな専門的技術的分野における婦人の訓練と雇用の機会：事務総長報告書
- E/CN.6/344とAdd.1-2 婦人に適用される税法：ハーバード大学国際税法講師、国連事務局顧問オリヴァー・オールドマン氏による報告書
- E/CN.6/356/Add.2 結婚年齢、結婚の承諾および結婚の登録：事務総長報告書
- E/CN.6/360/Add.1 婦人の政治的権利に関する条約の加盟国における実施状況：事務総長覚書
- E/CN.6/369 委員会第15回会議仮議題
- E/CN.6/369/Rev.1-2 委員会採択の議題
- E/CN.6/570 信託統治地域における婦人の地位に関する資料：事務総長報告書
- E/CN.6/371 非自治領における婦人の地位に関する資料：事務総長報告書
- E/CN.6/372とCorr.1 委員会の事業および国際的成果総覧：事務総長報告書
- E/CN.6/373-E/CN.4/807 人権の分野における助言サーヴィス：事務総長報告書
- E/CN.6/374とAdd.1 婦人の職業進出状況、特定の主な専門的技術的分野における婦人の訓練と雇用の機会：事務総長報告書
- E/CN.6/375 婦人の教職への機会：ユネスコ報告書
- E/CN.6/376とAdd.1-3 結婚の最低年齢、結婚の承諾、結婚の登録に関する条約案および勧告案についての諸政府の意見：事務総長覚書

- E/CN.6/377 教育における差別待遇：事務総長覚書
- E/CN.6/378とAdd.1 事業計画一覧、優先審議事項の設定、文書作成の統制と制限：事務総長覚書
- E/CN.6/379 雇用と職業についての差別待遇に関する条約第111号の適用：ILO報告書
- E/CN.6/380 1959-1960年中の婦人に特に関係あるユネスコ活動、および1961-1962年のおもな活動計画：ユネスコ報告書
- E/CN.6/381 偏見と差別根絶に関する民間団体第2回国際会議：事務総長覚書
- E/CN.6/382 全アメリカ婦人委員会の報告書
- E/CN.6/CR.13とE/CN.6/CR.14/Corr.1 非機密通信文書リスト
- E/CN.6/L.326 事業計画および優先審議事項の設定：委員会第14回、第15回会議の決定にもとづく優先順を表示した事務総長のワーキングペーパー
- E/CN.6/NGO/102-E/CN.4/NGO/93 婦人の教育の機会：国際婦人団体連絡委員会の意見書
- E/CN.6/NGO/103 私法上の婦人の地位：聖ジョン国際社会政治連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/104 私法上の婦人の地位：聖ジョン国際社会政治連盟の意見書
- E/CN.6/NGO/105 婦人の政治的権利；助言サーヴィス計画；婦人の教育の機会；私法上の婦人の地位；委員会の事業および国際的成果総覧：国際婦人協議会の意見書
- E/CN.6/NGO/106 婦人の経済的権利と経済的機会：国際キリスト教労働組合連合会の意見書
- E/CN.6/NGO/107 私法上の婦人の地位：国際婦人団体連絡委員会の意見書
- E/CN.6/NGO/108 私法上の婦人の地位：国際婦人団体連絡委員会の意見書
- E/CN.6/NGO/109 私法上の婦人の地位：国際婦人同盟の意見書
- E/CN.6/NGO/110 私法上の婦人の地位：国際婦人同盟の意見書
- E/CN.6/NGO/111 助言サーヴィス計画：国際有職婦人クラブ連合会の意見書
- E/CN.6/NGO/112 婦人の経済的権利と経済的機会：国際機会均等協会の意見書

書

- E/CN.6/NGO/113 婦人の教育の機会：国際機会均等協会の意見書
- E/CN.6/NGO/114 婦人の政治的権利；助言サービス計画；婦人の経済的権利
と経済的機会；婦人の教育の機会；私法上の婦人の地位；
少数者の差別防止および保護に関する小委員会の最近の会
議に出席した婦人の地位委員会代表の報告書；委員会の事
業および国際的成果総覧；国際大学婦人協会の意見書
- E/CN.6/NGO/115 私法上の婦人の地位：汎太平洋東南アジア婦人協会の意見
書
- E/CN.6/NGO/116 婦人の経済的権利および経済的機会：国際有職婦人クラブ
連合会の意見書
- E/CN.6/NGO/117 婦人の経済的権利および経済的機会：世界労連の意見書。
- ST/TAO/HR/9 婦人の公的生活参加に関する1960年セミナー

付 録 Ⅱ

婦人の地位委員会第15回会議において行なわれた諸決定の財政的関連事項

1. 委員会は、決議案12 (XV) (本報告書第11章参照) によって、経済社会理事会に対
し、婦人の地位委員会の委員国を増加するよう、そのため理事会第32回会議において、新
委員国の追加選挙を行なうよう勧告している。
2. 総会決議1075 (XI) に従って、国連は加盟国の首都と開催地との間の往復旅費もしく
くは、実際に要する旅費がこれを下廻る場合はその実費を負担する。これにもとづいて、新
しく委員国に選ばれる加盟国代表1人あたりの旅費は1,200ドルと見積られる。
決議案が経済社会理事会に採択された場合、事務総長は第16回総会に提出する1962年
修正予算案の中に増額分を計上することとなる。

国連婦人の地位委員会 第15回会議報告書

昭和36年11月10日発行

発行者 労働省婦人少年局

印刷所 東京都新宿区余丁町35

三浦商会

電話(351)6456